

## 「日本国王」号に関する一考察―国家論の視点から

波田 永実

## はじめに・問題の所在―東アジア文化圏における「日本国王」号の持つ意味

本稿で課題とするのは、第一に足利義満が明に入貢して「日本国王」に冊立されたことを受けて、その後の歴代の室町将軍がこの問題をどう受け止めて、対外関係を結ぼうとしたのか、その意味を対内関係も含めて考察することである。第二に、戦国期を経過して近世に入り徳川幕府が成立し、同じく征夷大將軍の対外的呼称としての「日本国大君」号そして「日本国王」号が東アジアの国際関係においていかなる意味を持つのかを考察することである。そしてそのことの国家論的意味を明らかにすることである。「日本国王」号は単に幕府の主権者である征夷大將軍の呼称であるにとどまらず、その叙任権者である天皇との関係を第一義的に生じさせるからである。実体的な全国的統治権者とその形式的叙任権者が乖離して併存している状態が中世以降の天皇制国家の常態であるが、「日本国王」号問題はこれをさらに抜き差しならない関係に至らしめるものであった。

そこで、ここでは以下の分析の前提として、いくつかの点について予備的に考察しておきたい。義満期のことは次章で詳しく分析することとして、征夷大將軍と「日本国王」号の關係について概観しておきたい。

義満以降、四代義持は明との關係を断絶したが、朝鮮との關係は継続している。歴代室町將軍が朝鮮との間に外交關係を持った目的の多くは大藏經の請求にあり、後にはその經版を求めてのことであった。その時、幕府は大藏經と經版を一手に握って仏教統制を図ろうという意図をもっていた。<sup>(1)</sup>

また、義満以降、冊封使が来日して明国皇帝から「日本国王」に冊立されたのは義教だけであり、後はいずれも隣国朝鮮との關係で問題となる。ここで問題を日本側と朝鮮側とから別々に眺める必要があるが、第一に朝鮮側の日本認識である。朝鮮側は、日本の全国統一政權の主を「国王」として認識するというものであった。儒教的「華夷秩序」からすると敵礼（対等）關係としては朝鮮国を代表する者は明・清から冊封されている「朝鮮国王」であり、外交關係を結ぶ日本側の相手は当然に「日本国王」でなければならぬはずである。しかし、それは日本が明・清との宗属關係にあれば義満の如く冊封されて「日本国王」となるが、実際には義教以降、宗属關係は成立していない。従って、朝鮮側としては、日本側が名のままを受け取っているに過ぎないのであって、敵礼關係としては室町期の義満、義教の「日本国王」号以外の「日本国源某」、あるいは秀吉の「関白」や江戸時代の「日本国大君」号などは本当は不適切な關係となるわけである。つまり、朝鮮は日本が明・清とは宗属關係にないことは知っているわけであるから、二国間關係として日本側が自称として「国王」号を使用してくれることがより願わしいわけである。後述する江戸期正徳度の通信使来日の時、新井白石の建議により「日本国王」号が久々に復活するわけであるが、朝鮮側はむしろこの問題そのものについては異論はなかった。来日して突然復号（「日本国大君」号を「日本国王」号に戻すこと）を一方的に持ち出されたという手続論からの抵抗感が一番大きな対立点であった。結果的には白石の主導した正徳度の復号により義教

以来、初めて相互の敵礼が成立したことになるわけである。

他方、日本側の事情としては、「国王」号の使用は天皇・朝廷との関係においてセンチティブにならざるを得ない問題を含んでいた。そもそも国王とは何かという問題と不可分であるが、承久の変以来、「帝位事猶東夷計也」（帝位のことなお東夷（武家）の計らいなり）という状況であった。<sup>②</sup>北条泰時は既に即位していた天皇を廢して後堀河を即位させたことから、公家社会では「以異域蛮類之身、計申此事」（異域蛮類の身をもって、この事（皇位）を計り申す）<sup>④</sup>といわれるようになったわけである。さらに、室町幕府成立以前、尊氏が後醍醐によって廢位されていた光厳上皇の院宣を受けて「朝敵」の「汚名」を免れ、開幕に当たって光厳の弟を光明天皇として即位させ北朝を建てて以来、天皇位は武家＝幕府の意向に大きく左右された。そして室町將軍による統治が政治的・軍事的に安定し天皇が保持する叙任権、そして祭祀権までも積極的に浸食し、名目上も事実上も「日本国王」として振る舞ったのが義満であった。しかしそれ以降、義教が嘉吉の乱で横死して以降、室町將軍の統治能力と権威は低下する一方であり、反比例するように天皇の権威は相対的に上昇していった。そして応仁の乱以降戦国時代に突入し、信長・秀吉という過渡期を経て、家康の江戸開幕となる。

そもそも家康が征夷大將軍として幕府を開いたことは、鎌倉・室町兩代の武家政権の継承という立場を鮮明にしたものであった。これには特に前代の秀吉が関白として、天皇・朝廷の威を借りて統一を達成したことへの強い反対の意思が込められていた。もちろん、秀吉の場合も実質的には武力平定であったが、討伐の名目、和平の名目を朝廷の命令に借り、その威光に依存した要素もあったわけである。覇権確立後も秀吉は「関白」あるいは「太閤」として自己の統治の正当性の根拠を天皇に求めた。家康は、秀吉によるこうした「王政復古」路線には批判的であった。家康は秀吉没後、後陽成天皇の讓位を阻止したばかりでなく、覇権を最終的に確定した大阪夏の陣の前の冬の陣の折りに天皇からの和議の調停を峻拒したことの政治的意義は大きい。つま

り、室町期、義教以降頻発された武家側の都合による「治罰の綸旨」や和議の調停など、天皇の戦争への介入の途を閉ざしたところに大きな政治的意義があったわけである。そして覇権確立後に家康は禁中並公家諸法度を強制した。こうして天皇・朝廷を政治外交の埒外（つまり、文化的・祭祀的領域）に固定化することに成功した。改元も幕府に主導権があるので、天皇・朝廷は自己の祭祀権と世俗的・宗教的叙任権、征夷大將軍の形式的叙任権、及び武家官位の形式的叙任権だけを持つ名目的存在となった。後水尾天皇の時の「紫衣事件」は天皇から宗教的叙任権を剥奪することが目的であった。祭祀権も費用負担の面から幕府の事情に左右されていた。こうなると、天皇・朝廷には実質的には武家官位の形式的叙任権と文化的側面だけが残るにすぎない。

しかし重要なことは、幕府は天皇・朝廷の持つ官位の形式的叙任権だけは、結果的にこれを超克する独自の論理とシステムを持ち得なかった。この点に関しては後述するように、独自の「武家官位」制度を創出して、朝廷の律令的官職制度からの自立を主張したのが新井白石であった。しかし、その試みは構想に終わり、実施されないまま正徳の治は終わってしまった。結果的には一九世紀中葉に「大政奉還」によって統治権を天皇・朝廷に返還するという形式で政治変革がおこなわれた。「大政」が「奉還」されたということは、「大政」は天皇・朝廷から幕府に一時的に「委任」されたものとの觀念が当然の前提となる。つまり、一二世紀末以来、近代初発までの日本の統治構造の最大のアポリアは天皇と將軍という二元的性格にある。

翻って、東アジア圏における政治的統治システムとその正当化イデオロギーの源泉たる中国では、商（殷）・周時代には天下に王は一人であり、それ以外はいかに政治力・軍事力が勝っても諸侯に過ぎない。春秋時代には周王はすでに名目的存在にすぎなかったが、斉の桓公、晋の文公などの実力ナンバー・ワンは覇者ではあっても、王ではない。この王覇の關係が天皇・朝廷と幕府との關係に援用しうるかが問われなければならない。春秋時代に続く戦国時代には諸侯はみな王を自称し末期には七人の王が併存する状態が生じた。それを止

揚したのが秦王政であり、武力統一を達成した後、彼は王号を廃し、初代皇帝ニ始皇帝と称したことは周知のとおりである。これ以降、易姓革命による変化はあつても、中華の主は皇帝であり、王は皇帝が任じる一等級地位を表す称号となつた。楚漢戦争後の漢代では建国の功臣や皇帝の一族が各地に王として封建された。冊封関係では中華に入朝した諸藩国の統治者も皇帝から王に任じられた。朝鮮王しかり、日本の奴国の王もしかりであり、ずっと後代になるが義満もまた明の建文帝から冊封されて「日本国王」と認知されたのである。

天皇号は天子と等しく、中華では天皇や天子は皇帝のことであるから、（実力はともかく）日本の天皇と中華の皇帝が同格であると考えれば、王号はそれより一等級下ということになる。それは天皇が征夷大將軍を叙任するという朝幕関係と矛盾しないという考え方は成り立ちうるが、そもそも中華の皇帝の下に王は複数存在するのが通常であり、それらの王たちが皇帝の統治に直接関与するということは前提とされていないし、ましてやその王が皇帝に代わつて実質的統治者として振る舞うことはあり得ない。ところが、この論理を日本に適用すると、日本の統治体制では天皇ニ皇帝の下にいる唯一人の王ニ征夷大將軍（ニ諸侯の中の最大の者）が内政・外交の統治全般を天皇ニ皇帝の意思に関わりなく、独自の判断で行つていふことになり、中華世界の価値観と論理では説明できない。だからこそ、「日本国王」号は天皇との関係において理論的に究明されなければならぬ問題なのである。

天皇から朝廷の官位である征夷大將軍に任じられた者が統治全般を、その形式的叙任権者から独立して行うという日本独特のシステムを東アジア文化圏の中でどう説明し正当化（この場合はレジティマシーを意味する）しさらに正統化（この場合はオーソライズを意味する）するのか、というアポリアと格闘してきたのが主に近世の儒者たちであった。<sup>6</sup> 儒教は中国―朝鮮―日本を貫通する東アジア文化圏の共通知・共通言語であり共通価値でもある。中国と朝鮮には、征夷大將軍と幕府というような存在はないので、両国のレジームは儒教的

に矛盾無く共通の理解が成立し、華夷秩序の中に安定的に定位する。しかしその点において、日本独特の要素を含んだ独自事情を共通知・共通言語によって価値の共有ができたのであるうか。「日本国王」号の問題はこれを考えるのに恰好の材料である。そして、この問題を最終的には国家論の問題として考えてみたいというのが本稿の目的である。

### 〔註〕

- (1) この点、関周一「室町幕府の朝鮮外交―足利義持・義教期の日本国王使を中心として―」参照、阿部猛編『日本社会における王権と封建』所収、一九九七年、東京堂出版、および田中健夫「足利将軍と日本国王号」、『日本前近代の国家と対外関係』所収、一九八七年、吉川弘文館を参照。
- (2) 『経光卿記』一二四二（仁治三）年一月一日条（東京大学史料編纂所編『大日本古記録 民経記八』七一頁）、また伏見宮貞成親王『看聞日記』にも同様の記述がある。
- (3) 明治になって仲恭天皇と諡され歴代に数えられるようになった。当時は九条廃帝と呼ばれて歴代には数えられていなかった。
- (4) 民部卿平高経『平戸記』一二四二（仁治三）年一月一九日条（『史料大成』第二四巻「平戸記」一）一三九頁
- (5) いわゆる正統性の問題を、教義・世界観を中核とするオーソドクシー問題を「〇正統」、統治者又は統治体系を主体とする正統論議を「Ⅰ正統」と呼んで区別しつつ両者の関係を明らかにしようとしたのが丸山真男である。この視座から丸山は「開斎学と開斎学派」を分析した。（『日本思想体系31 山崎闇斎学派』、岩波書店、一九八〇年の「解説」として執筆され、後、『丸山真男集』第11巻、岩波書店、一九九六年、に収録された。筆者は丸山の問題意識を受け継ぎつつ、その「〇正統」概念をオーソドクシーを意味するものとして「正統性」、支配のレジティマシーを意味するものとしては「正当性」という述語を用いていることを付記しておく。
- (6) この点について詳しくは、江戸後期の国学者大國隆正の思想と江戸中期の水戸学者（前期水戸学）の思想と比較検討した拙稿「大國隆正の歴史認識と政治思想」（『流経法学』第一三巻第一号所収、二〇一三年九月）を参照されたい。

## 第一章 室町時代の「日本国王」号と「華夷秩序」と日本・I

### 足利義満と「日本国王」号

足利義満が明に入貢し建文帝より「日本国王源道義」に冊封されたことは周知の事実である。従来は日明貿易の利益を独占するため明に入貢したと考えられたが、今谷明『室町の王権』は、義満の入貢・冊封は皇位篡奪計画の一環であり、「ともかくも国際的に『国王』と認知されることは、篡奪の正当性の唯一といってよい保障となる。天皇を否定した場合、なにしろ国内には義満の権威を保障する存在は皆無となるのである。」<sup>(1)</sup>と主張している。

今谷によれば、征夷大將軍に次いで、太政大臣、准三后と上り詰め、摂政関白以下の廷臣達を家臣同様に使用し、叙任権はもとより、天皇の祭祀権までほぼ手中にして、さらに妻を天皇の准母となし、次子の義嗣を親王に準じて元服させ、天皇の准父として義嗣の即位を図り自らが治天となる一歩手前までいって義満は急死し、その意図は潰えたことになる。<sup>(2)</sup>

しかし、今谷のこの説には有力な批判が存在する。例えば、橋本雄は建文帝の義満冊封について、「一四〇二年、彼の『日本国王』冊封は、明朝の基本原則から見れば、異例づくしのものであった。第一に四六駢儷体の上表文すら提出せずに、冊封を認められていること（『善隣国宝記』）。第二に、冊書に当たる誥命すら存在しない、『事実上の冊封』に過ぎなかったこと。第三に、北山殿で行われた受封儀礼は明側の規定（『大明集礼』参照）を逸脱し、極めて簡素なものであったこと（『宋朝僧倭返牒記』参照）。―以上の不自然さは、もっぱら当時の明側の政治状況に規定されていた。すなわち、叔父の燕王朱棣（のち永楽帝）の叛旗を懼れる建文帝が、遠交近攻政策のために、とりあえず「不臣」の「蕃国」日本を取り込もうとした、窮余の策だったのである。」<sup>(3)</sup>



評価している。また、この冊封について「当の義満自身が、『日本国王』という称号を日本国内で積極的に用いたり、明皇帝から冊封された事実を喧伝したりしたという形跡はない。たとえば、先の『事実上の冊封』儀礼も、衆人環視のもと華々しく挙行されたと考えられがちであるが、実際には、この受封儀礼に参席できた顔ぶれは、通常、北山殿で祈祷・法会を行うときに集まる義満昵懇の公家衆や僧中と変わらず、皇族や広汎な廷臣、五山僧や管領・大名・守護などは含まれていなかった。つまり、義満の受封儀礼とは、かなり限定的なメンバーのみを集め、閉鎖的に行われた儀式にすぎなかったのである」<sup>(4)</sup>と今谷と正反対の評価を下している。

本稿で問題としたいのは、義満が皇位篡奪を考えていたかを云々することではなく、義満の「日本国王」号とその後の足利将軍の「日本国王」号の持つ意味である。そもそも、義満が明から冊封されたということは、義満は明国皇帝の「臣」であるということの意味するため、当時から廷臣、幕臣、五山の禅僧などから種々の批判があつたこともよく知られている。この点について今谷は次のように述べている。<sup>(5)</sup>

国王の自称は可とするも、臣と称するは不可であるというのが、当時、一般の通念であつた。しかし、義満の心事を憶測するならば、あえて「臣」字を挿入した彼の意図は、明帝には臣属するが、日本の天皇には絶対に臣従しないという堅い決意表明であつたろう。

従来の批判は、周鳳の昔から近年の研究者まで、例外なくこの「臣字」を取り上げて屈辱外交と位置づけるのだが、むしろ義満の天皇に対する挑戦、すなわち篡奪の決意を表した国内向けの意思表示である点を重く見たい。

今谷も「憶測」と書かざるを得なかつたように、義満の主観的意図は残念ながらそれを証明する直接的史料



はないので知ることができないが、「日本国王」号をめぐる様々な動きや評価は諸史料で知ることができる。

ところで「臣」字問題でもそうであったが、義満から義教の代にかけて幕政に最大の影響を与えていた宗教人は醍醐寺三寶院の満済であったことは周知の事実である。冊封に関して「臣」字と「日本国王」号も大問題であったが、それと深く関係していたのが、明使とそれがもたらした詔勅の取り扱いであった。具体的には、明からの冊封に対する義満の儀礼の在り方が廷臣、幕臣共に問題となっていた。義満は建文帝の返詔を、安置した机の前で焼香し三拝した後、跪いて拝見した。この点について、義満の皇位篡奪計画を主張する今谷明は「使者を引見した義満の態度は、鄭重を極めたというよりは、通り越して卑屈の域に入ったとさえいわれた。」と書いている<sup>(6)</sup>。これは将来の篡奪のための義満一流のパフォーマンスであったと、今谷は解釈しているが、これに対して大納言二条満基は不満を日記に記し、前管領斯波義将も満済に「過たる様」と漏らし、満済も同様の考えであった。満済は「諸人また同前」と公武の多くがこれを苦々しく見ていたことを書き残している<sup>(7)</sup>。しかしこの時、独裁者義満を掣肘できるものは誰もいなかった。

そして、この明使の日本滞在中に明では燕王朱棣のクーデタにより建文帝が倒され、燕王朱棣自身が即位して永楽帝となった。このため、義満は再び永楽帝に臣従する内容の遣明使を送った。この時も、「日本国王臣源」と署名しており、後に瑞溪周鳳は『善隣国宝記』において、王と称することも、臣字を用いることも厳しく批判している。先の今谷からの引用で「周鳳の昔から」とあったのはこのことを指している。

ここで重要なことは、今谷は義満の「日本国王」号を対外関係のみならず、「篡奪の決意を表した国内向けの意味表示である」と解していることである。しかし、仮にそうだったとしても、義満の意図は彼自身の急死によって実現しなかったし、前述のようにそうした考え方に対する鋭い批判も存在する。(筆者は、義満がもし篡奪を意図したとした場合、その動機となったのはむしろ、燕王朱棣が甥にあたる建文帝をたおして即位し

た事例にこそ求められるべきであると考ええる。なぜなら、義満は皇別の清和源氏であり、時の後円融天皇とは母方の従兄弟にあたる近親であったからである。そして問題は次の世代に受け継がれていく。

次代の義持は義満が弟義嗣を偏愛したため義満と不和であった。そして義満への太政法皇の下賜も辞退し、日明貿易も中止したため、「日本国王」号の問題は大蔵経もしくは大蔵経版本請求のための対朝鮮外交に限定され、皇位篡奪の意図も無かったことは明らかである。次の義量は短命であり、問題は六代義教の時に起こる。義教は勘合貿易を復活させたが一四三四年の遣明使派遣の際に、管領細川持之は満済に「日本国王」号について諮問した。それに対して満済は「唐朝へ御返牒御位署事…(中略) …於王字不可有御憚候哉。既執政御事。

霸王勿論御座候歟」(唐朝へ御返牒の御位署の事…(中略) …王字に於ては御憚あるべからず候哉。既に執政御事、霸王勿論に御座候か)と述べたことはよく知られている。

この点、執政⇨將軍⇨霸王⇨国王と位置づけることは、中国春秋時代に名目的には周王の下に斉の桓公や晋の文公のような覇者が諸侯を統べるシステムになぞらえているとも解されるが、前述のように、春秋時代は覇者は事実上霸王であっても諸侯の一人に過ぎない。そうすると、天皇が王、將軍が覇者という理解になるが、この場合霸王とは「事実上の」という但し書きがつく存在となろう。これを中国を中心とする東アジアの華夷秩序⇨外交関係で便宜的に用いようとしたのが、満済の考え方ではなかったか。この時、満済は幕政の顧問としての立場からの意見でもあったが、この時の遣明船には醍醐寺も出資しており、満済は明との国交がスムーズに運び貿易が上手く行われる必要を強く感じている当事者そのものでもあった。したがって、「日本国王」号以外の外交呼称に改めると問題が生じる可能性が大きく、満済はそのまま「日本国王」号の使用を主張したとも考えられる。

そして、義教が明からの勅書を受ける際の儀礼もまた問題となった。交渉の結果、儀礼を簡略化することで

合意したが、これは「明国書への拝礼を、義満期の三拝から二拝に減らし、国書披見の際の姿勢も、義満は跪いたが義教は立ったままであった。」というように、明側の儀礼に著しく反したものであった。<sup>(9)</sup>

満斎はその一〇日ほど前、「唐朝皇帝意得。鹿苑院殿以来。偏日本王ニテ御座候深存申敷。」<sup>(10)</sup>（唐朝皇帝が意得は、鹿苑院殿以来、偏えに日本王にて御座候と深く存じ申すか。）と、將軍は「明側が思っているだけの日本国王」と述べている。つまり、満斎は日明貿易のための便宜的「日本国王」号だと認識している。つまり、室町期の將軍「日本国王」号は、概して対内的に使われることを前提にしていなかったと考えるべきであろう。義満に皇位篡奪の意志があり、その前段として明から「日本国王」に冊封されたということは今谷においても、その論旨は憶測の域を出ない。そして今谷も述べているように、義満以降の足利將軍家において、皇位篡奪の意志はなかったわけであるから、以降、「対内的」な意味での「日本国王」号の使用は公的にはあり得ないと考えるべきである。これを言い換えれば、日本国王「天皇、執政「將軍「將軍」という図式が成立する。これを改めて問題と措定すれば、では室町前期に「將軍「日本国王」という図式を誰が描いたのか、ということになる。この点、橋本は「それ以前の（明による冊封以前…引用者）義満の明向け外交文書はすべて公家（廷臣）によるものと覚しいこと、記述の通り日本国内史料を見れば《国王「天皇》たることは明らかである点からすれば、義満はむしろ『日本国王』号を使用するのを国内向け（朝廷向け）には避けていた蓋然性が高い。つまり、義満による身分制の超克を期待したのは、もっぱら五山禅林、とりわけ夢窓派勢力だったのである。五山夢窓派の大檀越が足利將軍家であってみれば、これも故無きことではなからう。我々は、これまで、室町殿の権勢を推し量る際、五山側史料に引きずられ過ぎていたのではないか。」<sup>(11)</sup>と非常に興味深い指摘を行っている。筆者もこの点については、別の視点から同じ考えを持っている。

では次に、この点について、享徳の乱の政治的結末としての「都鄙合体」の問題を材料に検討してみよう。

## 「都鄙合体」における禅僧の幕府観

義教が嘉吉の乱で殺されて、次代の義勝は短命ではあったが朝鮮に使節を送っている。その次の八代義政（将軍宣下の時点では義成）の時期に再び対明との関係で「日本国王」号が問題となる。義政が日明貿易を直接行ったかどうかははっきりせず、これ以降は細川氏や大内氏らによる私貿易が中心になる。しかし、義政が一四五（宝徳三）年一〇月に明に使節を送った際（この時義政はまだ義成と名のついていた）の上表文と景泰帝からの勅諭には「日本国王」とあったことは義教時代を踏襲していたことを示している。義政は一四七四（文明五年）末に義尚に将軍職を譲り、その後は隠居であったが、実際は義尚との二重権力状態とも言うべきものであった。特に外交関係においてそのことは顕著で、一四八六（文明一八）年に朝鮮に対して送った書状では「日本国准三后道慶」（道慶は義政の法名）と署名している。これは三代義満にならったものであり、その時義満は建文帝から「日本国王」に冊立されており、義政のこの署名は事実上「日本国王」としての対外的振る舞いと考えてよい。

興味深いことは、室町幕府の衰退期に入った義政の時代に、「日本国王」号に関連する新しい展開が見られることである。義政といえば応仁の乱の原因を作った一人であるが、将軍になったのが一四四九（宝徳元）年四月のことであるが、同年七月には永享の乱で敗死した鎌倉公方足利持氏の遺児永寿王が鎌倉に入り鎌倉府が再興された。この永寿王こそ後に享徳の乱を引き起こしその後三〇年の長きにわたって義政と幕府と対立する足利成氏である。応仁の乱は戦国時代への幕開けとなったが、関東はそれよりも早く戦国時代へと突入していった。享徳の乱は成氏が関東管領上杉憲忠を謀殺したことに直接端を発するわけだが、義政は對抗措置として庶兄の政知を新たな鎌倉公方として関東に派遣した。しかし、政知は鎌倉に入ることができず伊豆の堀越に止まり（堀越公方）、関東における戦乱は長期戦化していった。その理由としては関東の反上杉勢力の成氏

方への結集が挙げられるが、一四八〇（文明一二）年ころから和解の途がさぐられるようになった。そして一四八二（文明一四）年一二月に、幕府（都）と関東（鄙）の成氏（実際はこれ以降、成氏は古河公方と呼ばれたように鎌倉に入ることとはできなかった）との間に和睦が成立した。この和睦は「都鄙合体」もしくは「都鄙和睦」と呼ばれているものである。

次に掲げる史料は和睦の交渉のために幕府と成氏の間を仲介した越後守護上杉房定から派遣されて、京で二年ばかりの間交渉に当たった越後圓通寺の禅僧岳英西堂（西堂とは禅宗において他の寺院の住持をつとめて引退した僧侶をさす言葉）が交渉成立後、離京するに際して、京都五山の長老達が送別の詩を送った際に南禅寺長老玉莊特種が自分の詩に添えた詞書きの一節である。

海東八州都督、矛盾于王室者、有歳于此矣、後越後太守調亭帰順、今茲冬詔許之、勅初降也、朝野歡呼

文章の意味は、「海東八州の都督<sup>1</sup>鎌倉公方成氏が王室と対立すること長年におよんだ。越後太守（<sup>2</sup>守護上杉房定）が調停し今回帰順した。今この冬に、詔して之を許し、勅が初めて降った。朝野はこれを歡呼して迎えた。」という内容である。問題はここで「王室」とは何を指し、「詔」して許し、「勅」を下したのは誰かということである。そしてさらに「朝野」という場合の「朝」とは何か、という問題である。

そもそも、享徳の乱が勃発した時、幕府は自らの武力だけで鎌倉公方成氏方を討伐することはできなかった。そのため、幕府はいわゆる「治罰の綸旨」を後花園天皇に要請し発給を受けている。乱は前述のように、一四五四（享徳三）年一二月に成氏が関東管領上杉憲忠を謀殺したことに端を発している。そして「綸旨」が出たのが翌年四月のことである。朝廷は、「綸旨」を出すことには消極的であった。乱は性質上、足利一門、

あるいは関東の武士同士の私闘とみなしていたからである。しかし、成氏方は関東の反上杉勢力を糾合して強力であり、容易に鎮圧はできなかった。このため「治罰の綸旨」は「錦の御旗」として幕府にとっては是非とも必要とされたのである。

紆余曲折の末、「都鄙合体」が成ったのは一四八三（文明一四）年一月のことである。乱は三〇年の長きにわたり、ようやく終息した。しかし、発給された「治罰の綸旨」はいうなればこの三〇年間実行されず反故同然になっており、「都鄙」それぞれの事情で和睦となった。この時、朝廷から和睦の勧告などがあつたわけではない。したがって成氏は形式的にせよ「朝敵」のままであるから、ここでいう「王室」とは後花園上皇の死後、親政していた後土御門天皇のことを指し、成氏を「詔」して許し、「勅」を下したのは後土御門であり、「朝野」の「朝」とは後土御門の朝廷であるとの解釈は成り立ちうる。

しかし実際の和睦の交渉は、上杉房定と足利成氏の意を受けた岳英西堂と、細川政元（京兆家）、畠山政長（管領）、伊勢貞宗（政所執事）らの間で行われた。細川、畠山、伊勢の背後には幕府の事実上の主権者であり、乱勃発時の将軍である足利義政の意志が介在していた。なぜなら、関東における反成氏勢力の旗印である義政の庶兄の政知＝堀越公方を送り込んだのは義政であったからである。ちなみに、後花園は一四六四（寛正）年七月に後土御門に譲位して上皇になっており、義政は一四七三（文明五）年一二月に義尚に將軍職を譲っている。後花園はその後も治天として院政をしいたが「都鄙合体」よりはるか以前の一四七〇（文明二）年一二月に崩御している。そして義政はこの時点では將軍職を義尚に譲っているが、完全に政治・外交上の実権を失っていたわけではなかったことは前述の通りである。

こうしたことから、この文書にある「王家」とは足利義政・義尚＝室町將軍家を指し、成氏を「詔」して許し、「勅」を下したのも義政・義尚であると考えるのが妥当な解釈であろう。この詞書さが添えられた七言の

詩の中にも「親拝天書出宮掖」（親しく天書を拝して宮掖を出る）という表現が出てくる。ここでいう「天書」とは天皇ではなく義政の親書であり、「宮掖」とは正しくは宮廷・宮城のことだが、それは室町第を指すと考えるのが自然であろう。また、この時同座した魯菴集連の詩の詞書きにも「以任皇華之職」（以て皇華の職に任ず）などの表現がある。これは岳英西堂がこの功をもって建長寺の住持に任じられることを指すと思われる。五山の禅僧にとつては、それは「皇華之職」に他ならない。

つまり、実際は前征夷大将軍たる義政が和睦の条件として敵の大将である成氏を許した、という事実を、五山の禅僧が表現するところとした文章になるということなのであるが、問題は義政を「王室」・「朝」と当然のごとく表現するその認識の在り方である。

鎌倉幕府が臨済宗を保護・支援し鎌倉五山の基を築いてから、そして足利尊氏が夢窓疎石に帰依して以来、いわゆる五山十刹の禅僧達は幕府と足利家とは政治的・経済的に抜き差しならぬ深い関係にあった。義満が創建した相国寺の塔頭鹿苑院の住持が僧録司を勤め、その南房の寮舎である蔭涼軒（軒主は將軍自身）の留守職（蔭涼職）は將軍近持の禅僧が任じられ、実際は將軍の秘書官長の役割を果たしていた（その記録が『蔭涼軒日録』である）。そして幕府の内政・外交にこれら五山の禅僧達が重要な役割を果たしてきたことは周知の通りである。特に、幕府と鎌倉府との対立の大きな爆発であった足利持氏の永享の乱の時にも、両者の間で多くの禅僧達が調停役を果たしていたことも周知の事実である。永享の乱の最後の局面で、乱の中心人物持氏の処置について、上杉憲実は助命を將軍義教に乞うたが、義教は許さなかった。しかし、憲実が躊躇逡巡して命を果たさないで、その誅殺を催促させるために相国寺の住持柏心周操を鎌倉に送っている。その結果、持氏は自殺させられている<sup>14</sup>。そしてこのことが後に成氏が享徳の乱を引き起こした重要な動機の一つとなった。相国寺はいまでもなく義満創建にかかる、事実上臨済宗の最高機関が属する寺である。足利將軍家（幕府）と五



山僧達の関係は公的関係なのか私的関係なのか峻別できないような複雑で深いものがあつた。越後の圓通寺の岳英西堂はこの和睦を成立させた功で鎌倉五山の一位建長寺の住持に「出世」している。世俗での功績が宗教界での栄達（出世）と密接に関係している点に注目すべきである。岳英西堂が何者であるのかについては、その出身や履歴がいま一つはつきりしないのだが、越後は上杉房定の領国であり、岳英はその一族とも考えられる<sup>(15)</sup>。五山禅僧の中に中央貴族や地方豪族などの子弟親族が多く含まれていたことは南都北嶺の場合と同じであるしむに足りない。彼らの社会的存在基盤はヨーロッパのカソリック教会の司教職などの高位聖職者とむしろ近いと考えてもよいのかもしれない。

室町期を通じての臨濟宗夢窓派の「活躍」について辻善之助は次のように述べている<sup>(16)</sup>。

足利時代の初めに当つて、夢窓、妙葩等の名僧出で、その後、義満の時には、明應、空谷、中津、絶海、義堂、周信、靈見、性海などの僧が輩出して、つねに、幕府の諮詢に應じ、内地外交の顧問として、働きの多かつた事は、世に顕著なる事蹟であるが、その後に至つても、蔭涼、鹿苑に住して、寺社の公事、外交の事務を掌り、足利幕府の始中終を通じて、大小の政務、その手を経る事の多かつたことは、その日記蔭涼軒と鹿苑との両日録によつて、備に知る事を得るのである。

その一例として辻は「都鄙合体」を取り上げているのである。室町期の五山の禅僧達は詩文・絵画などの芸術分野をはじめ、儒教の研究など仏道修行の他の分野での活動が目立つ。茶の湯、立華などもその成立には禅が深く関係していた。ここで特に注目したいのは五山での儒教に代表される中国文化の受容である。中国にはもともと幕府のような国王（皇帝）に代わる統治・軍事機構を備えた実質的統治権者という存在はない。五山

の禅僧は自分の考えを表すときに漢文的表現を用いる。その時、自らの中国的教養に従って統治機構の主権者「將軍を「王」と呼び、その行為を「詔」と呼び「勅」と称することに何の躊躇も覚えない。そしてそこでは義政の親書は「天書」であり、室町第は「宮掖」、鎌倉五山の住持は「皇華之職」となるのである。<sup>17)</sup>

この点、三宝院満斎は二条関白家に連なる公家出身で、義堂周信や地方豪族出身で明にも渡った経験を持つ絶海中津などの禅僧とは武家政権への距離感が異なっていたのかも知れない。

義政に義満のような皇位篡奪の意志も能力もなかったことは明らかだが、義政の「日本国王」号は日明関係、日朝関係における限定的なものであることは前述の通りである。明も朝鮮も国交を求めてきた室町將軍を「日本国王」と認識してきたもので、それは本来日本国内で使用されることを前提としたものではなかった。しかし、五山の禅僧達の中国的教養の認識の中では將軍はすなわち「国王」であった。その表れがこの文書であった。

言うまでもなくこの文書は朝廷・幕府何れの公式文書でもない。単に禅僧同士が送別のために贈答した詩文とその詞書きに過ぎないわけだが、足利家や上杉家と密接な関係にあった禅僧達は儒学の深い教養を持っていた。両者の和睦の仲介という重要な政治的活動をした人々のサークル内では將軍は「王」と表現されていたこと、しかもそれは対外関係上の用例ではなく、明らかに対内的関係で用いられていることに注目すべきである。そしてそれは幕府との関係の深い禅僧達のインナー・サークル内のことだったので、率直な表現がなされたと思われる。そして次に考察するように、当時知識人たちの間では、禅僧たちがもたらした新注を参照しながら『孟子』が広く学ばれていたのである。

### 日本禅宗と『孟子受容』の側面

日本史において儒学就中朱子学（宋学）受容の持つ意味は、建武の中興における大義名分論の影響などに見

られるように、王霸思想や大義名分論にやや重点を置きながら理解されてきた。そして『孟子』の受容も「天命論」・「放伐論」との関係で関心を持たれてきた。特に吉田松蔭が倒幕の理論的根拠としたのが『孟子』の「放伐論」であったことから、近代以降も、こうした文脈で『孟子』に関心が持たれてきた。

本稿でも前項でふれたように、室町期における「日本国王」号の出現と使用に臨済宗夢窓派の禅僧たちが深くかかわっており、江戸期における幕府の支配の正当性・正統性の弁証は儒者たちの主要な思想的課題であった。そこで、ここでは、鎌倉時代末から南北朝期を経て室町幕府前半期くらいまでの日本における禅宗と『孟子』受容の持つ意義を歴史的・政治的視点から、日本における『孟子』受容の歴史的研究において先駆的業績である井上順理『本邦中世までにおける孟子受容史の研究』（一九七二年、風間書房）をはじめ、近年におけるこの分野の成果を参照しながら考えてみたい。

少なくとも天平時代までには日本に『孟子』は伝来したと考えられており、その後、菅原家や日野家のように儒学を「家学」とする家も形成されていった。当然、この時期には古注が用いられていたが、一三世紀に入宋したり、宋から渡来した禅僧たちの手によって朱熹の新注がもたらされたと考えられている。さらにいえば、元来諸子百家に数えられ、あまり尊重されていなかった『孟子』を四書の一つに「格上げ」したのは朱熹であって、いわゆる宋学の移入は『孟子』の受容の大きな画期となった。

本稿との関係で注目すべきは、義堂周信が義満に対して「余又勸君曰、儒書中宜読孟子。府君領之。」という一事であろう。つまり、義堂が義満に儒書の中ではぜひ孟子を読むように勧め、義満もこれを了解した、ということが彼の『空華日用工夫略集』の康暦二（一三八〇）年十一月七日条に出ている。今谷のように義満による皇位篡奪説を採る場合は、易姓革命との関係でこの事を重視するのだが、井上は「義堂が特に孟子の書を勧めた所以は、けだし平素孟子を愛読しての結果、王道仁義を説いて人君政教の心がけに最も有益と見なして

いたからであろうことは疑いない。<sup>(19)</sup>と述べているが、この点では同感である。『空華日用工夫略集』にはその後の九月二二日条、二四日条、十一月七日条、二八日条にも周信と義満の間で孟子に関する議論が交わされているが易姓革命を巡る話題ではない。

しかし、同時に「義堂が義満に対し皇室への配慮の必要なことを説いた事のみとめられないことも注意される<sup>(20)</sup>」との指摘もある。このことはすなわち、「義満はすでに天下を手中に収めた、『天下人』と義堂にみなされていた<sup>(21)</sup>」ことと照応して重要であると考ええる。というのは、室町期における儒教的教養（価値観）の受容は、易姓革命論だけが焦点なのではなくて、治世安民論ともう一つ「有徳者為君説」の考え方を導入したからである。夢窓派、就中、義満との関係では義堂周信が足利將軍家の師として教えたことは、仁政による治世安民の政治目標と、それを為すのが有徳な天下人すなわち足利將軍（＝義満）であるというロジックであったと考えられる。何れにしても、義満はこの時期、相当深く『孟子』を学習していたことは事実である。

それでは、この時期、『孟子』に依拠した「易姓革命」の可能性に関する考え方はなかったのかと言えば、そうではない。花園上皇が量仁親王に与えた「誠太子書」には帝辛（殷の紂王）を武発（周の武王）が誅したことに触れて、徳を修める必要を説いている。これは『孟子』の「梁恵王章句下」で、桀紂のような無道の君主は天命から見放された者で、もはや王ではなく「一夫」にすぎず、これを誅した湯武は篡奪者ではないという、まさに易姓革命を弁証したところを受けて書かれている。また、吉田定房が後醍醐に宛てた有名な「奏条」も、『孟子』を引用して、王位が異姓に移る可能性について言及している。つまり、鎌倉末期・南北朝の知識人間には『孟子』の天命論・易姓革命説は為政者の積徳論・失徳論とのセットで既に受容されていたべきであろう。つまり、鎌倉末期から南北朝期にかけての大きな政治的変動期は同時に大きな社会的不安の広がった時期でもあった。凶事は為政者の不徳に起因するので、為政者たるもの古代の賢聖に学んで徳を修

めなければならぬ、という「徳政」観が広がっていたことをこれらは示している。これが当時『孟子』がかなり広く読まれていた背景にあったが、同時に、それが革命を積極的に容認する「過激」な書物として認識されていたわけでは必ずしもないが、一部ではそうした認識が存在していたことも事実であると考えられる。<sup>(23)</sup>

後醍醐側近の日野俊基や日野資朝などがしきりに宋学を学んだことはよく知られているし、当時の公家の中で最も『孟子』をよく学んだと思われるのは二条良基であろう。良基は義堂周信が鎌倉から京に上り義満に会う以前の段階ですでに義満とともに『孟子』を読んでいる。これは、義満が公家社会身を置いた事と良基の影響であろうと推測される。<sup>(24)</sup> その良基のテキスト解釈は古注を基本に、新注も参照するという「自己流の折衷的な読み方をしていたにちがいない」と思われる。ただし、良基は当時「流行」の『孟子』にたびたび言及しながら、易姓革命には何故かふれていない、というよりはむしろ否定的であった。貞治五（一三六六）年に成立した『さかき葉の日記』には「万世一系である故に日本は神国であり他国に優るといふ言説が展開されている。」<sup>(25)</sup>「ことから分かる。」

つまり、「この時期の孟子への注目といえば、しばしば王権の危機に絡んでの放伐思想や易姓革命ばかりに関心が集まっていたかのように受け取られるが、決してそうではないのである。」<sup>(26)</sup>という説は妥当であると考える。

では、問題の焦点である義満とその周辺の『孟子』受容の持つ意味は一体なんであろうか。言い換えれば、義堂周信をはじめとする臨済宗夢窓派の禅僧たちと、二条良基を中心とする公家層が『孟子』を義満に薦めた意図はなんであったのだろうか。周知のように、『孟子』は孟子の言行録であり、孟子は王道を第一とし、為政者を仁政・王道へと教導していこうとするものであった。

義満が『孟子』を学習していた康暦二（一三八〇）年から永徳元（一三八一）年ころといえ、義満を幼少

の頃から補佐してきた細川頼之が管領職を罷めさせられた康暦の政変（一三七九年）の直後の時期に当たり、義満が政治的に自立し、いよいよ後年の独裁者に向かって歩み始めたであろう。この頃、後円融天皇が室町第が完成したことにあわせて行幸し宴遊した際のことを記した記録には、室町第（いわゆる花の御所のこと）を周の文王の宮殿に擬した表現がなされている。また、義満が音楽を好み、特に笙の演奏に熱心であったが、このことをとらえて、「音楽を人々と楽しむ王のもとでは、民もまた王に心服して国はよく治まる」といったような『孟子』「梁惠王章句下」にある齊の宣王に孟子が述べたことをふまえて書かれている。これらは二条良基の手になるものと考えられるが、これが良基と廷臣たちの義満への阿諛追従という側面もあろうが、同時に為政者＝義満の仁政を期待し、そのように導こうという意図もうかがえる。おそらく義堂周信が四書の中では『孟子』を第一に読むべしと薦めた意図もそこにある。

この歴史的な文脈において仁政を期待されている為政者とはすでに後円融天皇ではなく、室町將軍＝義満である。室町第を周の文王の宮殿に擬し、『孟子』において仁政を期待されている為政者＝義満を王に例えることを義満自身が単なるアナロジーとして理解していたとすればあまり大きな問題は生じないであろう。

これまで、義満と『孟子』受容との関係で義満の篡奪を主張するとき、易姓革命論と禪讓、天命論などの論点が目玉されてきた。その篡奪計画というのも妻を天皇の准母とすることで、その夫義満が准父となり上皇として振る舞う。そして、義嗣を親王に準じて元服させ後小松から禪讓させ治天として院政をしく、という口ジックで成り立っていた。天命論は百王説に読み替える事が可能である。しかし、「禪讓とは天命の尽きた王が自発的に位を譲ることで、宋代以前の王朝交代はみなこの形をとっている。ただ、それは直接には孟子ではなく、五徳終始説や讖緯の書に基づくものである。そのような説を明確に否定した学者が朱熹であり、故にその後の王朝はみな実力で王位を奪っている。もし義満が孟子、あるいは宋学の影響下に北朝からの禪讓を期待

して事を進めたと見るならば、それは誤解である。」<sup>(27)</sup>という主張には説得力がある。

しかし、仁政を期待されている権力主体<sup>II</sup>為政者が義満であるという認識は良基ら廷臣にもあり、それが『孟子』受容のもたらしたものだとするれば、易姓革命論をふまえた「日本国王」号への途を拓く可能性の理論的根拠もまた『孟子』受容にあったとはいえるのではないだろうか。

#### 戦国末期における「日本国王」号

応仁の乱以来甚だしく衰微した室町将軍と幕府は、「日本国王」としての全国支配の実態もなく、明による冊封もない単なる外交呼称として自称されていたに過ぎないが、最後の将軍義昭は信長によって京都を追われ毛利を頼って備後鞆の津に亡命してもなお「日本国王」号に執着していた。それは、対馬宗氏を媒介にした朝鮮との関係から明との国交を恢復し「日本国王」として、中央政権に返り咲こうと考えていたと思われる。<sup>(28)</sup>

室町幕府を亡ぼした信長は一方では南蛮貿易等に熱心で、キリスト教の布教を援助したことなどでも知られているが、スペイン、ポルトガルはもとより明や朝鮮との間に正式の外交関係を結ぶことはなかったのでは割愛する。

次代の秀吉は、朝鮮出兵を行ったわけであるが、それは明征服の前哨戦として始められたことは周知の通りである。秀吉は統一を成し遂げた後、一五九〇（天正一八）年に朝鮮からの通信使を迎えたが、これを臣従の表明と誤解したことから文祿の役の出兵に至った。秀吉はその他に、琉球や台湾、フィリピン、インドなどとの外交関係を結ぼうとしたが、周知のようにそれは一方的に臣従を強制するもので、拒否すれば征服するという乱暴なものであった。秀吉は「関白」という立場からこれをおこなったわけであるが、明や朝鮮からすれば日本全国の統一的統治者は「日本国王」であり、それが「関白」と自称しているだけであり、事実上の「日本



国王」であった。従って明は一方的に秀吉を「日本国王」に冊封したのである。つまりこの時点では「関白」  
Ⅱ「日本国王」という等式が成立していたのである。もちろん秀吉は明によるこの冊封を拒否して再度の出兵  
となるのだが。

秀吉死後、政局の主導権を握った家康は、朝鮮との講和をすすめ、撤兵をおこなった。一六〇〇（慶長五）  
年に朝鮮に宛てた書状には、家康が秀吉の遺命によって、秀頼の承認の下、宗義智に命じたものであると述べ  
られていた。<sup>29</sup>

家康は朝鮮からの撤兵だけでなく、朝鮮・明との関係修復も構想していたと考えられている。その時、実際  
に交渉の任に当たったのは宗氏の家臣柳川調信親子であり、柳川父子は秀吉時代の宗義智・小西行長ラインを  
バイパスして、直接家康の意を迎えて交渉をおこなった。これが家光の代に「柳川一件」として「国書偽造問  
題」が表面化してくる原因につながってゆくことになるわけだが、この時は、朝鮮側は日本の全国的統治者を  
「関白」と認識していたので、家康を「関白」と称している。家康がこの問題に深入りしなかった理由は、お  
そらく、「現実主義者」の家康は覇権確立後の明、朝鮮との関係回復の働きかけに当たって、朝幕関係の「肝」  
というべき外交呼称問題を「棚上げ」して朝鮮とは事実上の国交回復、明とは通商回復を図ったと考えられる。  
ともあれ、関ヶ原の戦いに勝利した家康は一六〇三（慶長八）年に征夷大將軍となり、全国的統治権者の地  
位を確立した。さらに翌年、將軍職を秀忠に譲り、大御所として実権を握り続けた。徳川幕府は朝鮮国、次い  
で琉球王国と外交関係を成立させたが、いうまでもなく両国は明と宗属関係を結んでいた。家康は明との間に  
武家外交を復活させたかったわけであるが、秀吉による侵略戦争から時間が経っておらず、明との外交関係復  
活は不調に終わった。

他方、朝鮮との国交回復の交渉では、宗氏、就中家老の柳川調信が中心になったが、朝鮮は一六〇六（慶長

一一)年に、家康の方から国書を送ることと、戦争中に朝鮮半島で王稜を侵犯した首謀者の捕送を求めた。この時点では柳川調信は既に死んでおり、息子の影直が交渉を引き継いでいたが、もともと朝鮮との関係の深い対馬宗氏は国交回復を急いでおり、宗義智と影直は家康を「日本国王」とした国書を偽造して朝鮮に送った。朝鮮側ではこの国書や捕送されてきた者に疑義を持ったが、朝鮮国王の決断により回答の使節を送った。使節は一六〇七(慶長七)年に江戸城で秀忠に、次いで駿府で家康に面会した。しかし、この時、朝鮮国王からの国書も対馬で改作されたものであり、朝鮮国王が修好のために使節を送るという内容のものにすり替えられていた。要するに、偽造された「日本国王」からの国書で両国の国交が回復したわけだが、それは朝鮮側から日本に修好を求めていることにすり替えられていたわけである。続けて対馬藩では影直が「日本国王」使の名義で朝鮮に渡航し、正式に室町幕府時代におこなわれていた朝鮮との条約を復活する交渉を始めた。これが一六〇九(慶長一四)年の巳酉条約締結となった。こうして、徳川幕府は室町幕府の対朝鮮関係を引き継いだことになるのだが、この時の国書も対馬で偽装されたものであった。何故、このようなことがおこなわれたのかは、その詳細は今以て不明なことが多い。つまり、宗義智や柳川影直らが室町時代の武家外交が「日本国王」号を用いることで、華夷秩序の枠組みの中にあつたことを前提としながら、対明外交の復活を朝鮮を通して模索していたのか、あるいは家康側近のだけかから何らかの示唆を受けておこなったことなのかは明らかになっていないのである。

ともあれ、偽装以前の家康・秀忠の自己呼称は何等肩書きを記さない「日本国源某」という義満が冊封以前に用いたものと同じであった。しかし、華夷秩序の中にある朝鮮側としては国王と対等の関係を結ぶ相手は「日本国王」でなければ国交回復は難しいと対馬宗氏と柳川父子が判断して勝手に国書を偽造したり改竄したということになる。

〔註〕

- (1) 今谷明『室町の王権』、一二六頁
  - (2) 今谷前掲書
  - (3) 橋本雄「皇帝へのあこがれ―足利義教期の室町殿行幸にみる」、『日本と《宋元》の邂逅―中世に押し寄せた新潮流』、アジア遊学一二二号、一八九頁
  - (4) 同前、一九〇頁
  - (5) 今谷前掲書、一二〇頁
  - (6) 今谷前掲書、一一七頁
  - (7) 今谷前掲書、一一八頁参照
  - (8) 『満斎准后記』一四三四（永享六）年六月一日条（『続群書類従』補遺一『満斎准后日記』下）五八七～五八八頁
  - (9) 前掲橋本論文、一九二頁
  - (10) 前掲『満斎准后記』一四三四（永享六）年六月三日条参照（『続群書類従』補遺一『満斎准后日記』下）五八三頁
  - (11) 前掲橋本論文一九〇頁
  - (12) 辻善之助「一〇 都鄙和睦と禅僧の居中斡旋」一六九頁（『日本仏教史之研究 続編』所収、金港堂書籍株式会社、一九三二年）
  - (13) 同前一七〇頁参照
  - (14) この点詳しくは同前、一七五頁参照
  - (15) この点について詳しくは辻善之助「都鄙和睦と禅僧の居中斡旋」、『日本仏教史之研究 続編』所収、一九三二年、一八六～一八七頁参照
  - (16) 前掲辻論文、一六九頁、なお禅僧の名前が前後に分けられて記述されているのは原文のまま。
- この点に関して、玉懸博之は中蔵円月の歴史観を「儒教的な革命説に立」つものと指摘し、円月が後醍醐の建武中興と足利幕府成立を共に「革命」と見なしていたと述べている。ここでは鎌倉幕府（北条政権）↓建武中興↓足利幕府と、それぞれ

正当な政権から新たな正当な政権へと天命を媒介として移行していったという論理が成り立ち、まさに「儒教的な革命説」による歴史認識といえよう。さらに、惟肖得岩が幕府成立を「国家創業之始」「天下更始」と表現していることを円月の認識と同じととらえ、「室町政権が革命により成立した政権であるとすれば、それがかつての朝廷と同一視されることに何の不思議もない。」と指摘している。そして「室町政権が朝廷と同一視されるならば、足利將軍家が天皇と等しくみなされることも当然考えられる。」と述べている。以上、『日本中世思想史研究』、二九六―二九八頁参照（ベリかん社、一九九八年）この点に関して筆者は、禅僧がこの時期、明確な易姓革命説を主張していたとは考えていないが、本文で述べたように儒教を媒介にして、禅僧と武家の間に天皇・朝廷が即時的に絶対的な存在であるとは考えない思想が生まれていたことは間違いないと考えている。そして武家の政権を正当化（合理化）するものとして仁政思想（王道論）・有徳者為君説などが導入されたと考えられる。

(18) 辻善之助編、大洋社、一九三九年

(19) 前掲辻論文、二七四頁

(20) 玉懸前掲書、二八一頁

(21) 同前

(22) 小川剛生『二条良基研究』、四四三頁参照、笠間書院、二〇〇五年。なお南北朝期の北畠親房の『神皇正統記』にも『孟子』の影響が見られるという指摘もある（我妻建治『神皇正統記』の「正理」再論（『成城文芸』第六八号所収）、下川玲子「北畠親房の政治思想―革命論と名分論の受容と展開―」（筑波大学『倫理学』第一三号所収）などを参照されたい）が、この点については本稿では割愛する。

(23) 同前、四五八頁参照

(24) 同前、四四六頁

(25) 同前

(26) 同前、四五〇頁

(27) 同前、四六一頁

(28) 中村栄孝「大君外交の国際認識―華夷秩序の中の日本―」、九頁参照、「国際政治」第五一号所収  
(29) 同前、一一頁参照

## 第二章 近世における「日本国王」号問題と武家政権の自他認識

### 「回答兼俘虜刷還使」の来日と「日本国大君」号の出現

ともあれ、大御所家康は一六一六（元和二）年に没し、統治権は江戸の將軍秀忠に一元化された。対馬藩も宗義智はその前年に没して、義成の代に代わった。一六一七（元和三）年に朝鮮は大坂夏の陣で豊臣氏が滅んで、徳川幕府が全国を平定したことを慶賀して国王の使節を送ってきた。さらに、秀忠の後を受けて家光が將軍に即位した翌年一六二四（寛永元）年末にも使節が来日した。これらの朝鮮国王使節は「回答兼俘虜刷還使」という名目であった。つまり、先に「日本国王」使が来たので、その「回答」（＝返礼）と朝鮮の戦争で朝鮮の返還を求めるための使節であった。つまり、ここでも対馬藩が国書を偽造して「日本国王」使を先に朝鮮に送り、また將軍からの答書も改竄して演出した結果であった。幕府ではこれら使節を「通信使」（＝朝鮮の方から日本によしみを通じるための使い）と理解していた。ここでの両者の認識の差は大きいといわなければならない。すなわち、朝鮮側では先に「日本国王」使が来たことと、まだ日本に戦争で連れ去られた俘虜がいるので、「回答」と「俘虜刷還」の使節を送ったというのが真相である。それが対馬藩・柳川親子による国書の操作の結果「通信使」となったわけである。柳川家では影直（智永）の子の調興がこの操作の首謀者であった。影直は家康側近の本多正純との結びつきが強く、一説には自家の直参化を図る目的で国書偽造問題を明るみに出したともいわれている。ともかく、一六三一（寛永八）年に暴露されたこの問題は、一六三五年に

家光親裁の下、それまでの外交交渉の裏面が明らかにされた。結果は柳川側の敗訴で調興は津輕に流罪となり、宗義成はこれまでどおり対朝鮮外交を掌ることになった。本稿はいわゆる「柳川一件」の分析を目的とするものではないので、この問題にこれ以上深入りすることはしないが、柳川一件の前後の時期は幕府初期の政治的変動期であった。一六二二（元和八）年には家康側近として権力を振るった本多正純が改易されている。これは秀忠に権力が一元化されるのにつれて、側近の酒井忠世と土井利勝らが台頭し、正純失脚へとつながったものと考えられる。家光襲嗣後もこの二人は幕閣の中心であり続けた。秀忠が一六三二（寛永九）年に没したことによつて、大御所—將軍に再び二元化された統治も家光の下に一元化された。秀忠が没したのが一月で、家光はその直後に外様の雄藩熊本に加藤忠広を改易し、さらに一〇月には不行跡を理由に蟄居を命じていた弟忠長も改易している。

こうして、一方で家光政権の安定化を図りながら、他方で対朝鮮外交の刷新も同時におこなわれた。柳川一件はこれにうまく利用されたものと考えられる。「国書」の偽造・改竄が柳川影直父子の全くの独断でおこなわれたとは考えにくく、宗義智、義成の関与は程度の差はあれ、あったと考えるのが妥当であるにもかかわらず、義成は罪を問われることはなかった。それまでの幕府の大名統制を考えれば、仮に柳川父子の独走としても藩主としての義成の監督責任は免れないところであったにもかかわらず、従来の既得権（＝対朝鮮外交の管掌と貿易継続の特権）を安堵されている。これは、家臣が主家にとつて代わろうとする下克上の行為を政治的安定期に入つた幕府が否定したことを意味したが、ここで最も重要なことは、以降、將軍の外交上の呼称を「日本国大君」と定めたことである。

「日本国大君」号の意味するもの

まず第一に、これは明との国交回復を前提に、明による征夷大將軍の「日本国王」への冊封という室町將軍の前例を踏襲しないということを意味した。第二に、すでに成立している朝鮮（こちらは明との間に宗属関係が成立している）との外交関係においては独自の称号を設定することになる。この二点から徳川幕府は東アジアにおいて、華夷秩序の外にあることを明確化することになった。問題の一つは「大君」という呼称がどこかにあるかということであるが、中国の古典「易経」に「大君命あり。国を開き家を承く」などとあるのに拠ると思われるが、必ずしも明確ではない。「日本国大君」の読みは「たいくん」であり、「おおきみ」ではないが、中国の古典での「大君」は何れにしても天子を指す言葉とされており、中国では天子は皇帝もしくは商（殷）周期の王のように中華世界の唯一の支配者を意味する。幕府の外交に長年にわたって関与してきた以心崇伝や西笑承兌は五山の僧であり、これまでの慣例や古典には充分精通していたと考えられるし、この時の文書作成者であると思われる林羅山にしても同様である。つまり、ここにおいてあえて「日本国大君」号を選んだことには、何らかの政治的・外交的意図があると考えるのが妥当であろう。

五大老筆頭として朝鮮からの撤兵交渉を主導した家康を朝鮮側が「関白」と認識しており、交渉の手續き上も豊臣政権の継続という立場からおこなった家康もこの問題に深入りせず、撤兵と国交回復という「実」を採ったことは前項で述べたとおりである。しかし、家康には幕府を開き武家政権の正統を継ぐという意識が濃厚にあった。そこから、前例や故実をさちつと踏まえて採るものは採り、捨てるものは捨てる、という態度が見てとれる。その場合、開幕後の將軍の外交呼称が「関白」であってはならないことは明白である。しかし同時に、家康とその外交顧問たちが、先例たる室町幕府・義満期に「日本国王」号問題で朝幕間に緊張と批判があったことを知らなかったとは思われぬ。そしてその問題の本質が、対外関係としては明との間の宗属関係



にあること、そして対朝鮮外交では「日本国王」号が敵礼であることを当然に認識していたと考えるべきであろう。同時に対内的には「日本国王」号は征夷大將軍の叙任権者である天皇との間に深刻な政治的問題を引き起こすことも充分認識していたと考えるべきである。

これらの諸点を踏まえて考えるならば、幕府はチャンスがあれば明と正式の外交関係を結ぶこと、すなわち明からの冊封をうけることを真に願っていたのであろうか。そうであれば、義満期の武家外交の復活であり、「日本国王」＝征夷大將軍＝全国的統治権者となる。それは結果的に天皇・朝廷を否定ないし超克する論理的可能性を内在させる。しかし、禁中並公家諸法度の制定に結実するように、幕府は国内的統治権全般と外交権を完全に天皇・朝廷から剥奪したにも関わらず、天皇の武家に対する形式的叙任権は温存し、治天―天皇―撰関―太政官制の制度的枠組みの中に自らを位置づけた。(時に治天が存在しない時期もあったが。)

このことを官位との関係で概観しておく、家康は幕府の主権者たる征夷大將軍に任じられる前年に従一位となり、征夷大將軍に任じられた時、同時に右大臣にも叙任され、さらに源氏の氏の長者として淳和奨学両院別当に任じられている。秀忠は將軍宣下の時点では内大臣・右近衛大将であり、その後しばらくして従一位・右大臣に昇進している(この後、將軍世嗣は右近衛大将に任じられるのが慣例となった)。家光の場合は將軍宣下の時点では正二位・内大臣・右近衛大将であり、その後しばらくして、従一位・左大臣に昇進している。このように、征夷大將軍はもともと武家政権の主権者として律令制官職体系に規定のない令外官であるが、同時に右大臣などの律令制官職体系の枠組みの中に位置づけられる存在であり、天皇が両官職の叙任権者である以上、「日本国王」号を前提にすれば、天皇が明国皇帝に相当し、「日本国王」はその下にあるという認識か、天皇を「無視」して(あるいは否定して)名実ともに全国的統治権者としての「日本国王」にならざるを得ない。家康、秀忠の時期はこれらの諸問題を明確に整理して明との関係、朝鮮との関係、そして天皇との関係に

において外交呼称を確定することができなかった。その曖昧さが対馬宗氏・柳川三代による国書偽造・改竄の温床でもあった。

それが柳川一件を契機に改められたわけであるが、その時期の東アジア情勢に目を向けると、その翌年の一九三六（寛永一三）年に満州族の後金は国号を清と改め中国東北部において清王朝が成立する。後金による朝鮮半島侵入はそれ以前から進められており、一六二七（寛永四）年には、朝鮮から対馬宗氏に援助を求め使者が来ていた。つまり、柳川一件が明るみに出た時点では、明の命運が尽き、朝鮮も苦境に立っていたことを幕府は充分認識できていた。清は満州族の征服国家であり、明が中華とすれば清は蛮夷が建てた国となる。つまり清は中華たり得ないという認識が成立する。この時期より少し後になるが、林羅山の子春斎が晩年（一六七四年）に「華夷変態」（＝中華が夷に変化したこと）を説くわけだが、こうした認識は山鹿素行の「中朝事実」にも見られる。（ただし、素行の場合は、万世一系の天皇が存在し、君臣の秩序が保たれている日本こそが中華だという論理になるが。）

ちなみに、朝鮮は清の軍事的脅威から逃れるために、清が中華思想を当てはめれば蛮夷の建てた国であること知りながら宗属関係を結ぶが、そのことが逆に、自らを「小中華」と認識するような自己認識の変化をもたらす。そして、その考えはその後ますます強化されていくことになる。さらに、複雑なことに、中華にあつては異民族の清は弁髪や服装を除いて、自ら急激に中華の文化・文明を受け入れ、中華化していく。その清の建国が一六三六（寛永一三）年四月で、同年五月に幕府は鎖国の励行を命じ、そして一六三九（寛永一六）年ポルトガル船の来航を禁じて鎖国が完成する。明が一六四四（正保元）年に滅びた後、その遺臣たちは、鄭成功や朱舜水に見られるように、清への抵抗と明朝の復活を目指す戦いを続け、日本へもその支援を求める使者を送ったが幕府は一貫してこれを拒否し（朱舜水は来日して徳川光圀に多大な思想的影響を与えることに

なった。)、そして清は北京に首都を遷し文字通り中華帝国への途を歩み始めた。

つまり、柳川一件はこうした東アジア情勢の大きな変化の中で起こったわけだが、これを契機とした幕府外交の転換において、対内的には天皇・朝廷と上下関係を明確にしないで(つまり、形式的には律令制官職体系内に止まりながら実質的には「日本国王」として振る舞うということ)、対外的には、中国の政治状況を意識しつつ華夷秩序から離脱して最終的には鎖国を完成させつつ、対朝鮮関係では「朝鮮側からよしみを通じてきた」というスタンスを維持する、という二つの大枠の中で選択されたのが「日本国大君」号であったと考える。これ以降、次節で検討する朝鮮通信使正徳度の「復号」まで「日本国大君」号が、事実上の「日本国王」としての意味合いを持ちながら外交呼称として用いられることになったのは以上の事情からであると考えられる。

その「日本国大君」号が使用された最初は一六三六(寛永一三)年の通信使からのことである。この時、朝鮮側からの国書の宛名が「日本国大君」となり、將軍から朝鮮国王宛の国書には肩書きを記さない「日本国源家光」となった。また、日本側の国書の年号の表記は干支から日本の元号が用いられた。これも華夷秩序からの離脱の具体的表明である。さらに重要なことは、使節名がこれまでの「回答使兼刷還使」から「通信使」に改められたことである。これは柳川一件の政治的帰結であり、また戦争の終結から四〇年もたち政権も交代し俘虜の送還も終わったと考えれば、当然とも考えられるが、ことはそれほど単純ではない。先にもふれたように、「通信」とは今日のニュアンスで互いに便りを交換することではなく、「よしみを通じる」ことである。それは朝鮮側から日本に「よしみを通じる」のであって、家綱以降、使節は將軍の代替わりに際して慶賀の意を表しに来るのであって、幕府の認識としては事実上の「朝貢使」と見なしうる可能性があったことをこの「通信使」という名称は含んでいた。つまり、日本側の自己認識としては朝鮮に対する優越意識があったのではないか。これが「復号」を実行した白石の朝鮮認識の前提でもあったと考えられる。

他方、朝鮮側にはもともと「武」よりも「文」を重視する儒教を遵法する優等生の「小中華」としての自己意識があり、征夷大將軍という「武」の頂点が国政を掌る日本の統治構造に対してはこれを軽蔑的に観る傾向があった。四代家綱が嗣子無く没したため、五代將軍は家綱の末弟の綱吉が継いだ。將軍世嗣であれば將軍宣下の時点で従二位・右近衛大將に任官しているはずであったことは前述の通りである。しかし、綱吉は將軍となるまでは館林藩主であって、元服の時には従四位下・右近衛權中將兼右馬頭に過ぎなかった。そして朝鮮では、征夷大將軍を秀吉に倣って「関白」と称する習慣があったことも前述のとおりである。この点を天和度の通信使正使であった尹趾完は「関白は帝位を撰ると雖も、職品は則ち従一位、しかして即今執政者たる者は、これ従四位なり。関白、その權勢の重を以て、王事を行ふ、しかして爵はこれ人臣」と朝鮮王に報告している。しかしこれは正確ではなく、実際には綱吉は將軍後継者となつて西の丸に入ったときに、従二位權大納言に昇進している。「関白」とは「関（あずかり）白（もうす）」という意味であり、天皇（王）に代わつて政務を行う者を指す言葉である。そして、將軍を関白と称することは朝鮮側の「誤解」ではない。ここでポイントは、將軍（＝関白）は人臣（天皇の家臣）であるにも関わらず「帝位を撰」り「王事を行ふ」日本の統治システムを朝鮮の「秩序ある」システムと比較して「蔑視」していることである。

つまり、ここに日本と朝鮮の間には双方にもともと根深い認識の差がある。双方が互いに相手に優越意識を持っていた。これが問題の根源である。それが日本側から表面化したのが正徳度の白石による「復号」問題であった。

「正徳の治」における「日本国王」号の復活の意味

家光以降、家綱（一六五五（明暦元）年）、綱吉（一六八二（天和二）年）と二代にわたり朝鮮からの「通信

使」は代替わり毎に來日した。事態が一変したのは、家宣の代（一七一—（正徳元）年）の「通信使」である。この正徳度の「通信使」に対して、新井白石の建議によって「日本国大君」号が「日本国王」号に変更されたこと（これを「復号」という）は周知の事実である。

そこで本項では、復号をめぐる問題の意味するところを検討したい。白石は通信使がもたらした朝鮮からの国書の受け取りの儀式に関する著述の中で従來の「大君」号を改める理由について次のように述べている。<sup>(3)</sup>

本朝天子の御事異朝にしては天皇とも又は天王とも称しまいらせ將軍家の御事をば国王と称す。朝鮮の諸書に見えし所も又しか也。されば大元大明の天子我国代々の將軍家に贈り給ひし詔勅皆々日本国王をもて称せられ大明の代に當りて勅して日本国王の冊封ありし事も兩度に及びき。太宗の時鹿苑院公方、神宗の時豊臣關白当家に至りて朝鮮と隣好を修め給ひし初より彼国の昔より兩國往來の書式日本国王をもて稱せし事既に三度は彼国の昔より兩國往來の書式によれる成るべし。然るに寛永十三年のたびより其書式改りて日本国大君と稱しまいらせ是より後此式代々の例とはなりたり。是は當時日本国王と稱しまいらする事我朝家の御事に疑ひあれはとて寛永十二年に彼国に牒して今より後は其王の贈らん書旧式を改めて日本国大君をもて稱せらるべき由を約し定め給ひし所也とは申す歟。謹て按ずるに大君といふ字はもと周易の中より出づ。又尚書大禹□の篇孔安国が傳には大君は天子也と見え孔穎達が疏には周易を引用ひて大君とは天子謂ふ也と見へたり。さらば日本国大君と稱せん事は即是日本国天子と稱するに相同じ。ありし代々の例に任せて日本国王と稱し參らすをだに猶憚らせ給ひしなど申傳ふるにまさくし我朝家万乗の尊号をこひうけさせ給ひし事心得ぬ事の第一にや。又朝鮮にて撰みし經国大典を按ずるに彼国王の儲子を世子といひ諸王子の中其王の正姫のうめるには大君の号を給ひ其余は君の号を給ふの由見えたり。さらば彼国にて大君と稱するはその王子に給ふ所の号にて有る也。し

かるに彼国に約し定められて其臣子の号を受給ひし御事は又いかなるいはれといふ事を知らず。又本朝国史を按ずるに始め神功皇后三韓を征し給ひ彼国に日本府を置いて其国々を治め給ひしより斉明天皇の朝に至る迄凡天皇二十四代歴数四百六十余年が間は彼国の君民我朝の臣妾たらずといふ者なし。此事ひとり本朝国史に見えし所のみならず晋宋齐梁等南北諸史旧唐書並に百濟本紀等の書に悉く詳也。然れ共今朝鮮の史書を考るに東国通鑑、三国史記等我国をさして彼国外藩のごとくにするしをきぬ。是我国の為に臣属せしといふ事をはぢにくみて其本国の為に曲て隠し諱む所あるが故なるべし。：（中略）：然るに近例のごとくに其臣子の号をもて我に加へしめ彼をして其君父の尊に居る事を得せしめられば彼少しく其志を伸る事を得て近くは彼中国の天子に奏せん所も遠くは万代の史鑑に記さん所も倭酋前代之非を改めて和親の議を講じ我に事ふるに臣子の礼を以てせん事を望請ふ。我彼にゆるすに大君の号を以てすなど称する事あらじとも思はれず。若然らば此事ひとり当家の瑕瑾のみにあらず我国万代の恥辱とこそ申すべけれされば此大君の号の如きは此国にては我朝家万乗の尊号を犯し給ひ彼国にては其王子の偽号を受給ひし御事なれば彼といひ是といひ其御あやまち少しき也とは申すべからず。」

重要と思われる箇所を傍線で示したが、白石の主張のポイントは①日本の天子は異朝では天皇とも天王とも称されており、将軍家を日本国王と称していた。そして明代に義満と秀吉が日本国王に冊封された。②徳川幕府となつてからは、三度明国と往来があつたがこれまで通り日本国王と国書には書かれていた。しかし、徳川将軍家が日本国王と自称することは朝廷との間に疑義が生ずることになるので、寛永一二年に明国にその王（皇帝のこと：引用者）が日本に送る国書に日本国大君と称するように約束して定めた。③しかし、周易などの古典では、大君とは天子のことを指し、日本国大君と称することは日本国天子と称することと同じである。

このことは將軍が日本国の万乗の尊号、すなわち天皇を請い受けたようなもので心得ぬことの第一である。ここまでが、日本側の事情についての白石の認識である。ここで明らかなことは、白石は天皇と將軍の關係を形式的にせよ叙任権者と被叙任権者として「正しく」認識していた。

そして次に朝鮮側の事情に触れているが、朝鮮においては「大君」という呼称は、国王の正妻が生んだ王子に与えるものであるという白石の指摘はこの復号問題で常に指摘されてきたところである。しかし、白石が一番主張したいところは、④神功皇后の「三韓征伐」以来、斉明天皇の代に白村江の戦いに敗れるまで、天皇で言えば二四代・四六〇数年に渡って朝鮮全体（＝三韓）が日本に臣属してきた。そしてそのことは日本の史書にあるばかりでなく、中国の史書や百濟本紀などにも明記されているにもかかわらず、朝鮮の史書においては日本が朝鮮の外藩（＝属国）であったかのように書いてある。このことは朝鮮が日本に臣属していたことを恥じて日本を憎んで朝鮮のためにその事実を曲げて隠している、というところである。三韓の日本臣属のことは「朝鮮聘使後記」にも出てくるところで、白石の朝鮮認識の骨格というべきところである。筆者はここで三韓臣属の事実を云々するのではなく、白石がそう認識していたという事実のみを確認したい。つまり、かつては日本に臣属していた国の王の子に与える呼称を日本の將軍が用いることの不当性を強く主張しているのである。この点は次の⑤しかるに、近頃のように朝鮮国王が臣下に与える呼称を日本の將軍に加え、その父親の尊い地位に朝鮮国王を位置づけることができたならば少しは朝鮮の志を伸ばすことができ、中国に対しても、朝鮮の万代の歴史書にも、「倭の酋長」が前非を悔いて和親するために、朝鮮に臣属することを日本の方から乞い願ってきた、というところに強く表れている。このような主張が、対馬藩の雨森芳洲と比較されて、白石の朝鮮蔑視が指摘される原因であろう。

以上のような理由から白石は結論として、⑥大君号の使用は徳川家の瑕瑾であるばかりでなく、日本の万代



までもの恥辱である。従って、大君号の使用は日本にあっては日本万乗の天皇の尊号を犯すことであり、朝鮮にあっては王子に与える怪しい号を受けることになるので、どちらもその過ちは少なくない、と主張するのである。

朝鮮は近くは秀吉の侵略を受け、明の力を借りて日本軍を国内から一掃したが、前説最後のところでも述べておいたように、武力においては強力な日本を「武国」として恐れながらも「人臣が国政を撰る」日本の政体を蔑視し、自国を「文」の国として自尊する自己認識を育んできた。それは日本を「倭」と称し、その統治者を「酋長」と称するが、何れも蔑称である。つまり朝鮮の側にも日本を一方で恐れながらも、他方では蔑視する思想があった。白石はそれをよく感知していたと考えられる<sup>5)</sup>。

彼国の人常に隣国の交りは礼と信とを以てする由を申しまた吾が朝鮮は古より礼儀の邦也など、申事に候へども我国にむかひては隣好を継て聘礼を修め候と申て其国にては倭情を偵探するの使とし我国にむかひては国王を以て尊び称し其国にては賤しめ称して倭酋と申事何の礼とし信とする所候はんや。何の礼儀の邦とすべき所候はんや。

白石もまた朝鮮側の差別意識を鋭く嗅ぎ出し、儒者として強い対抗心を持っていたと言わなければならぬ。

#### 白石の「日本国王」号復活の論理と天皇制との関係

この点で注目すべきは、白石が武家の官位総体を朝廷の律令制官職体系から切り離して独自の体系を創り出す必要性を考えていたことである。それはその論策「武家官位装束考」を見れば明らかである。その中で、足

利義満に言及している部分が注目される。<sup>(6)</sup>

義満ノ御事、世ニハ嬌姿ナルコト共オハシケル由ヲ申ス、然レドモ武勇モ父祖ニスグレ、器量モ我国ニア  
 マル程ニモアハセシニヤ、其武四海ノ乱ヲ定メ、其文万民ノ肩ヲ息フホドニハ至リ玉ハザレドモ、北朝ノ御  
 事ヲモヨク沙汰シテ、其身モ人臣ノ位ヲ極メテ、身死シ玉フニ及ビ太上天皇ノ号ヲモ進ラセラレ、異朝ノ天  
 子モ我国ノ国王ニ封ジ玉ヒ、恭獻ノ諡ヲモ贈リ玉ヘリ、將軍ノ御事ヲ公方ト申マキラセテ、其儀河中ノ式ヲ  
 用ヒラル、コトモ、又武家ノ永式ヲ定メオカレシコトモ、皆々此時に備ハリヌレバ、コレモアナガチニ傾ケ  
 申スベキ御事ニハアラズ」

下線部分は本稿でも述べてきたところであるが、それに続いて「將軍のことを公方と尊称して、その儀礼も  
 上皇の式を用いることも、武家の永式を定めたこともみんなこの時に備わったことなのであながちに傾けて  
 よいことではない。」と主張している。正徳度の通信使来日に際して「日本国王」号の復号を断行した白石が、  
 將軍が「日本国王」を名乗ることに何の問題もない、いや、名乗るべきであると考えていたことは明らかだが、  
 同時に白石はそれが対内的に天皇制と摩擦を起こすこともよく理解していた。そこで白石が「国王」号使用に  
 さしつかえがないとする論拠として持ち出してきたのが、親王、王（何れも天皇の子や孫などの皇族の身分を  
 表すが、親王は天皇から親王宣下を受けた皇子を指し、それを受けていない王よりも上席とされる。）の宮中  
 席次が現任大臣より下位に置かれていることである。つまり白石によれば、「本朝の皇親親王と申し参らすれ  
 共現任大臣の上になた、せ給ふ事叶ふべからざる御事歟。まして其余諸王の御事に於てをや。さらば王号の如き  
 は本朝に於てはさのみは貴み参らすべき御事とも見えざれ共異朝にしては古も今も相通じて貴とする所なれば

異邦に称して王号を用ひられん事其時宜を得たりとは申すべし。」<sup>(7)</sup>ということになる。しかしこれは問題のすり替えにも思われる。つまり、○親王とか□王というのは皇族の身分をあらわしているのであって「日本国王」号とは同列に論じられるべきではあるまい。さらに「さらば王号の如きは本朝に於てはさのみは貴み参らすべき御事とも見えざれ共異朝にしては古も今も相通じて貴とする所なれば異邦に称して王号を用ひられん事其時宜を得たりとは申すべし。」<sup>(8)</sup>とはいささか便宜的に過ぎ、また、強弁と言わずばなるまい。

白石は続けて「されど又王号の御事は我朝家に憚らせ給ひし事と聞えて既に古より此方両国往來の旧式改められし上なれば今はた室町殿の代々秀吉の御時のごとくに私に其号用ひられんも易からざる所ましまさむには此事の由を詳に奏せられて有し代々の例のごとく王号をもて異朝には称せしめ給ふとも又一つの嘉号を賜りて改め称せしめ給ふとも宜く勅裁を仰がるべき御事歟。本朝武家代々の御事異朝に称して日本国王と申せし事鎌倉の代より始れり。されど自ら称して日本国王としるされしことは鹿苑院殿の御時より始まれり。」<sup>(8)</sup>

つまり白石は、朝廷より、「日本国王」号に換わる別の「嘉号」を賜るのも一手かと述べているが、「本朝武家代々」のうち「自ら称して日本国王としるされしことは鹿苑院殿の御時より始まれり」と認識しているが、ここで重要なのは、別の「嘉号」は將軍が朝廷から「賜る」とされており、この場合も朝廷が別の「嘉号」で將軍を正当化するわけであるから、両者の叙任権に関する形式的上下関係は明白である。つまり、白石による外交呼称としての「日本国王」号復号は、この点において対内的には天皇制と矛盾するものとは白石自身は考えていないことになる。従って、「日本国王」号の使用はそうすべきものと白石は主張するのである。

#### 日本・中国・朝鮮の関係の中における天皇と国王

日本の天皇と国王の関係について白石は次のように述べている。<sup>(9)</sup>

本朝の事異朝の史書に見えしは後漢の時を始とす。魏の代より以来倭王倭国王倭奴国王など見えしは皆本朝天皇の御事にて魏の時に当りて倭女王と見えしは神功皇后の御事也。晋宋齐梁の間に倭国王自ら使持節都督倭百济新羅任那伽羅秦韓慕韓六国諸軍事と称して其国臣を以て平西征虜冠軍輔国等の將軍に除すなど見えし事は本朝履中反正允恭安康雄略五代の天皇の御代の事に当れり。すべて異朝の書に外国の君を称して其国王と記す事は世々の史官おのゝ我本朝の天子を相尊ぶの常なればこれらの事は論するに及はず。其後隋の煬帝の世に当りて倭国王奉れる書に日出処天子致書日没処天子と志るされし由見えたり。：(中略)：其後唐の代に至りて志るせし所は日本は古の倭国也。其王の初天御中より彦瀲ヒコナギサに至ては皆以尊為号彦瀲の子神武より後は更以天皇為号と見えたり。異朝の書に本朝天皇の御事を天皇としるせし事は唐の代を以て始とすべし。：(中略)：其後明の代に日本天皇日本国王の御事をわかち志るして天皇の御事は国事に與らず兵馬をつかさどらずたゞ世々国王の供奉を享け給ふ由を志るせり。朝鮮の書には日本天皇代序日本王代序など詳に記せし物どもあり。

つまり、「明の代」、即ち義満の時より「天皇日本国王の御事をわかち」という認識が示され、「天皇の御事は国事に與らず兵馬をつかさどらずたゞ世々国王の供奉を享け給ふ」ことになったと記している。この認識は重要な論点であると考えられる。中世日本の国家史・国家論を考えると、日本国王は一体誰か、という問いである。衰微したとはいえ王権は天皇が保持しているものだったのか、幕府成立以来武家に王権が移ったのか。あるいは朝廷と武家の「複合王権」と見るべきなのか。あるいはまた、王権はあくまで天皇が保持し、幕府が持っていたのは「天下成敗権」なのか。筆者はもとより中世史家ではないので、王権をめぐる様々な学説(代表的なものとして権門体制論と室町王権論、そして復合王権論など)を批判的に踏まえて自説を展開する能力

はない。本稿のテーマは外交呼称としての「日本国王」号の問題を考察することだが、繰り返し述べたように、それは天皇と将軍という二つの核を持つ統治構造の問題を必然的に浮上させる。その場合、分析対象たる王権の内容・機能を政治的・経済的・軍事的側面に限定せず、儀式・儀礼・祭祀などの社会的機能まで含めて考察する必要があるであろう。<sup>10)</sup>

そこで、天皇が保持していた王権を構成要素（権能）に分解して示すと、①儀礼・祭祀権（この中には芸能・文化という社会的機能も含んで考える）、②位階叙任権（宗教界も含む）、③天下成敗権（全国的軍事指揮権＋全国的統治権）と考えられる。<sup>11)</sup>平安中期に摂関家に②と③の一部が浸食され、王権の実態が形骸化する。これを天皇家に取り戻すための政治システムが院政であったと考えるが、院政期には天皇家の家長たる治天に③が属し、天皇には①と②の権能が残された。つまり、王権の権能が二者に分有されたと考えられる。しかし、鎌倉幕府の成立により、③の多くが武家の手に移った。つまり、朝廷には①②の他、西国の軍事指揮権と統治権が残されたことになる。さらに承久の変の結果、③の軍事指揮権は全面的に幕府・武家側が接収し、西国にも幕府の任命する地頭が設置されたことにより、朝廷の支配の及ぶ領域は一層狭められた。

その鎌倉幕府を倒した後醍醐の新政は、この三つの権能をすべて天皇の手に取り戻すことが目的であった。もともと、院政期にも鎌倉期にも①と②は基本的に天皇の保持するところであったわけで、武家＝尊氏との最大の争点は③の実質的保持者をめぐる争いに収斂したわけであるが、それが政治権力の中核を成すだけに後醍醐側も尊氏側も妥協する余地がなかった。ここに南北朝の動乱が長期化する原因があった。

それを最終的に止揚したのが義満であった。義満の治世の中期ごろまでは③は基本的に北朝の治天が形式的には保持していたと考えられる（足利幕府の存在理由が北朝の治天によって担保されたということ）。一三二二（永徳二）年に後小松が即位して後円融は院政を敷くが、しかし、義満の①②③全分野への積極的介

入により、院政の実態はほんどなかった。そして、政治権力の実体的源泉たる暴力装置はほぼ武家に独占されていた。

つまり、義満は康暦の政変以後、政治的に自立してから今川、大内、山名など有力守護大名の勢力を削ぎ、鎌倉公方を掣肘し、南朝を北朝に接收し、軍事的にも政治的にも文字通り全国的統治権を確立した。つまり、③を自らの手に握ったわけである。その後、天皇の保持する①と②の権能まで侵食して、ほとんど、治天に等しい存在に上昇し実質的に「日本国王」として振るまった。このことから論理的に導き出されたのが今、谷の皇位篡奪説であるわけだが、本稿でこれまで述べてきたように、「日本国王」号を対内的に使用する、すなわち、名実ともに①②③を兼ね備えた真の王となることを義満が意図して行動したかどうかを考察することが本稿の目的ではないが、これまで述べてきたことから明らかに、義満は③天下成敗権は完全に、あと②叙任権と①儀礼・祭祀権の大半までも手中にした空前にして絶後の政治権力を握ったとは評価できよう。

つまり白石のいう、義満の時より「天皇日本国王の御事をわかち」というのは、天皇が保持していた王権の中、「天下成敗権」を義満に日本国王が手中にしたことを実質的に言いあらわしている、と考えるべきであろう。故にそれ以後、「天皇の御事は国事に與らず兵馬をつかさどらずたゞ世々国王の供奉を享け給ふ」儀礼的な存在と規定するのである。このように考えれば、白石の歴史認識は実態に即した妥当なものであったと言えることができる。

さらに日本国王のことについて白石は次のように述べている。<sup>12)</sup>

異朝の書に見えし日本国王の御事鎌倉の頼朝の御事を以て国王の始として京都代々の公方の御事皆々日本国王と志るせり。其中鹿苑院の公方は正しく明の太宗の時日本国王に封ぜられ薨去の後に恭献王といふ諱を

も賜られき。当時南朝の君臣此を論じて日本小国といへども開闢以来異朝の爵を受し事なし。義満が時に及びて異朝に臣と称する事は日本の耻なりとのたまひ由記したる物あり誠に事わりなりと申すべきか。其後また明の神宗の時豊臣秀吉を以て日本国王に封ぜられしを我もとより日本国王たり異朝の封を受べきにあらずとて其使をおし返さる。此時に東照宮をも右都督に拜せられて冠服迄をもつかはされき秀吉の其封爵をしりぞけ給ひし事は誠に日本の面おこしと申すべし。朝鮮の書に志るせし所も異朝の書に同じ。但し其国王我国王に贈れる書に日本国王と志るし来りしは秀吉の時を始とすべき歟。

「異朝の書」が具体的に何を指しているのかは分からないが、頼朝以来、征夷大將軍を「日本国王」と認識している<sup>(13)</sup>と白石は主張する。

そして中国、朝鮮、日本の関係について次のように述べている。

異朝の書に魏晋宋の代々倭国王上表し天子詔書を倭国王に賜ふなど見えし事ども本朝の国史には見えず。表とは臣下の天子に奉る書なり。詔とは天子臣下に賜る書なり。但し異朝歴代の史に志るせし所最詳なれば其事なしとはいふべからず。おもふにこれは其頃ほひ本朝より三韓の地に置れし日本府の宰臣本朝天皇の命を承りて異朝の天子に朝聘せし事どもありしと見えたり。

三韓の国々は今の朝鮮の地すなはち是也。其地漢土の東辺につらなりて上世以来其の上国に服属せり。然るに神功皇后の御時に当りて三韓の国々本朝西藩の臣となりしかば日本府を其地に置れて諸藩の事を治めらる。其後新羅高麗等の国々や、もすれば本朝に二心ありしによりて日本府の宰臣其上国天子の威靈を仮りて諸藩の心を鎮服すべきが為に朝聘の事等ありと見えたり。斉明天皇の御代の末に至て果して新羅つひに本朝



に叛き唐国内附し百濟高麗を滅して三韓の地を併せたりき。初神功皇后新羅を征せられしより齊明天皇の御代に至る迄本朝の天皇凡二十四代歴数凡四百四十七年（按ずるに暦数凡四百四十七は四百五十五年の誤ならん）の間は三韓の地皆是本朝藩臣の国にてありき。其後高麗また新羅をほろぼして其地に王たる事歴世久しくして其臣の為に国を奪はる。今の朝鮮の祖は則高麗の重臣にて其君の国を奪ひし人なり。

つまり、①古代において日本が中国の王朝に臣下の礼をとっていたことを、日本の国史にはそうは記していないが、中国歴代の史書に記してある以上、そうでなかったとは言えない。思うにこれは日本から朝鮮支配のために置かれていた日本府の現地の家臣が日本の天皇の命令を受けて中国の天子に朝貢したことがあると思う、という解釈である。中国に隣接している朝鮮の支配を安定させるために日本の天皇の命令で、現地行政機関日本府の役人が臣下の礼をとる書を送ったということであろう。この点は先の「日本国王の御事」引用文中の傍線部分にあるとおり、白石が重視していたところで、日本の天皇が直接中国に臣従していたわけではないと言うわけであろう。それに反して、②朝鮮三韓は四〇〇年以上日本の藩臣であつただけでなく、高麗や現在の李氏朝鮮は臣下がその君主の国を奪つたような国である、という。白石は朝鮮の優越意識をこうした論理で否定するのである。

この後、推古天皇の時に摂政聖徳太子が遣隋使を送つた時と、唐代太宗貞観五年に「倭国の王使を遣して入朝せり」という時の呼称などにふれて、白石はさらに次のように述べている。<sup>(4)</sup>

其後聖武天皇天平年中に唐の玄宗本朝に勅せられし書の事其国史には見えずといえども唐の賢相張九齡の文集並に文苑英華等の書に見えたり。其書には勅日本国王明崇美御徳（すめらみこと）…引用者と志

るさる。これすなはち張九齡の草せし所也。大国の体も失はず隣国の礼をも失はずしてふたつながら相得たる書法とこそ申すべけれ。

是は本朝の遣唐使の外国に漂流せしを天子渤海国に勅して我国に送り返されし時の事也。よのつねには兩朝の天子書を相贈らる、事なしといへども其事常例にあらざれば璽書をなされし事とみえたり。大国の天子として外国の君を以て天皇と称せられん事も志かるべからず。又国王とのみ志るされんには本朝の君臣相悦ばざる所成べし。こ、を以て本朝にて天皇の御事を称し申す詞を兼用ひて志るされしと見えたり。本朝儀制令の義解を按ずるに異朝の文字に天子と志るすことを本朝のこと葉にうつしては須明樂美御徳とよむべしと見えたり。志からば天子と志るし主明樂美御徳と志るして我國の天皇を尊び称せらる、の礼を存しふたつながら相得たることと申すべし。」

このように、唐朝が天皇を「主明樂美御徳」と称したことは両国の礼からみても良かったという認識を示している。また、張九齡は玄宗皇帝の開元の治最後の賢臣とうたわれた人物であり、この点中国を高く評価することは儒者らしいと言えよう。彼の名を出していることは白石は自らを張九齡に模していたのかもしれない。

そして室町將軍のことについて、「其後太祖日本眞の国王ありと聞しめされて仲猷克勤等の僧をして日本に使たらしめ給ひし時勅旨に持明天皇関西親王日本国王などいふ事見えれば此時に至て日本国王と称し給ひしは義滿の御事をさ、れしなり。」<sup>15</sup>と述べていることから、白石が天皇と国王を明確に区別していることは明らかであり、征夷大將軍を「眞の国王」と認識していた。

註

- (1) 柳川一件についてはさしあたり中尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』（明石書店、一九九七年）、前掲中村栄孝「大君外交の国際認識―華夷秩序の中の日本―」などを参照されたい。
- (2) 訳文は三宅英利『近世の日本と朝鮮』二二二頁より引用、原文は『肅宗実録』第一三卷所収
- (3) 『朝鮮国信書の式の事』、全集第四卷所収、六七一―六七二頁
- (4) 『新井白石全集』第四卷所収、六八三頁、以下単に全集と巻数を表記
- (5) 『朝鮮聘使後議』、全集第四卷所収、六八四頁
- (6) 全集第六卷所収、四六六頁、下線引用者、以下同じ。
- (7) 『朝鮮国信書の式の事』、全集第四卷所収、六七二―六七三頁
- (8) 全集第四卷、六七二―六七三頁
- (9) 『五事略上 殊号事略上』の「日本天皇の御事」、『新井白石全集』第三卷所収、六百二十一―六百二十四頁、なお、白石は卑弥呼Ⅱ神功皇后説を採っているようであるが、ここではその問題にはふれない。
- (10) これらの点に関して包括的な検討を加えている研究として水野智之『室町時代公武関係の研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）がある。特に「第一章 室町時代公武関係論の視角と課題―王権概念の検討から―」が理論的問題状況を概観するのに参考になった。
- (11) 天皇の権力とそれが果たす政治的・軍事的・経済的・社会的・文化的機能を「王権」と定義するならば、構成要素に大きく分解して示すと本文のようになると筆者は考えている。ただし、それぞれを誰がどの程度保持していたかを正確に表しているわけでは必ずしもない。院政期の治天は摂関や氏の長者を実質的に決める権限をもっていた（つまり、②も実質的には握っていたと考えられる。）し、所領の相続にも容喙していた。したがって、「天皇は東宮（皇太子）のごとし」といわれたわけであるが、①と②の機能が天皇に残されたのは「形式的には」という但し書きが必要であると考える。なお「天下成敗権」概念については川岡努「中世日本の王権と天下成敗権」（『愛媛大学教育学部紀要』第五六号）を参照した。こ

の論文で川岡は「中世に進行するのは天皇と王権の分離ではなく、天皇（王権）と治天（天下成敗権）の分離と捉え直すべきだと考えている。」（同前、一五頁）と述べている。これは院政成立期から鎌倉初期の承久の変頃までで「鎌倉期になると、天下成敗権をめぐって治天と武家の確執が生じ、やがて武家による天下成敗権の掌握へと展開していくことになる。」（同前、三六六頁）とその展望を述べている。筆者の理解も本文にあるように同じである。ただし、天下成敗権の具体的内容を「全国的軍事指揮権＋全国的統治権」としたのは筆者のこの概念の解釈である。ここで「全国的統治権」としたのは守護の任免権を中心とした室町將軍の権能を指すが、それは本文で述べたように、義満期の明徳の乱や応永の乱などで有力守護大名を討伐することや鎌倉公方への圧迫など軍事的な側面と、それを背景にした南朝の北朝への接収などという政治的側面を含む。しかし、義持期から義教期を経て義政期にかけての天下成敗権の範囲と強さはそれぞれ濃淡があらう。そして戦国期とは將軍家が天下成敗権を失っていく過程であり、それが信長、秀吉を経て家康に最終的に再統合され一元化されていく過程であったと考えられる。

(12) 「日本国王の御事」、同前第三卷所収、六百二十一～六百二十二頁

(13) 「本朝異朝の天子往来書式の事」、同前、六六二頁

(14) 同前、六二三～六二四頁

(15) 同前、六二六頁

### 第三章 白石の歴史認識と国家構想

#### 前提としての義満批判

ここで改めて義満期の「日本国王」号について白石の考えを検討してみたい。前章でふれたように、この問題に批判的であった瑞溪周鳳のことについて白石は次のように述べている。<sup>1)</sup>

我國の僧瑞溪當時の公方明の天子に奉られし表文の式を論じて異朝の天子我國の將相を推尊れ王を以て称せらる、事はさもあるべし。みづから王と称せらる、事は彼国の封を用るなり。然るべからず。又臣の字を記さる、事然るべからず。やむ事を得ざらんには日本国といふ字の下に我國の官位を記して氏と諱との間に朝臣の二字を志るさるべきか。又彼国の年号を記さる、事然るべからず。我國の年号を用ゐらる、か志からずば年号を記されずして甲子のみを志るさるべき事か。年号朝臣の二事を以て大外記清三位業忠に語りしに然るべき事なる由を申されしと志るし置たり。其説に国王と称せらる、事は彼国の封を用るなりといひしは、いまだその事の由を詳にせざる所なり。異朝において日本国王と申せしうちに眞の封王の事ありしは義満公方一人也。其余はみなく封王の事ありしにはあらず。：(中略)：又臣と称し年号を用ひられし事然るべからざる由は勿論なり。但し朝臣の字を用ひ我國の年号を用ゐられんには異朝の天子の朝聘を受らるべからず。志かじた、異朝の天子に朝聘の事なかるべきには。」

ここで白石は、瑞溪周鳳が義満を批判した点をふまえ、「日本国王」号について外国との冊封關係に入ることとを否定し、外交呼称としての「日本国王」号の使用を主張している。そのため、外国の年号を用いず、臣と称しないこと、そして異朝の天子に朝聘（＝天子に諸侯が御機嫌伺いに行くこと）しないことを「条件」としている点に改めて注目したい。また、白石にとつては、当面中国との正式な国交關係は望めないもので、対朝鮮外交のみが現実的な対処となつたわけであり、朝鮮に対しては、前説でふれたような蔑視観もあつて「日本国王」号の使用に踏み切つたと考えられる。

しかし、白石の歴史認識はもう少し踏み込んで考察する必要がある。何故ならば、白石はその主著「藩翰譜」の「凡例」において、「慶長五年より志るし初し事は関が原の戦終て後天命一たび改りて：（後略）：」<sup>(2)</sup>

と記していることは周知の事実であるからである。

『折たく柴の記』に表れた歴史観

白石が『藩翰譜』を完成したのは一七〇二（元禄一五）年のことである。それに先立つ一六九三（元禄六）年末に甲府藩主徳川綱豊の侍講となり、その綱豊が將軍綱吉の養嗣子となり家宣となったのが一七〇四（宝永元）年末のことである。白石が幕政に関与するようになったのは仕えた家宣が六代將軍となったことに直接端を発するわけであるが、そのことは白石にとって思想上大きな意味を持っていた。

「神祖」家康が関ヶ原の戦いに勝利し征夷大將軍となって江戸に幕府を開いたことは、白石にとって「天命が革まった」結果であった。「天命が革まった」とは、素直に読めば易姓革命のことである。これが天皇家から徳川家への政権の移行と読めば、文字通りの易姓革命であり（天皇家には姓はないが）、家康は真の日本の新しい支配者となったことになる。そうではなくて、天皇からの政権の委託先が豊臣家から徳川家へ移ったと読めば、徳川幕府の成立を説明していることになる。この言葉の意味をどちらに採るかは判断が難しいところである。しばらくこの点において將軍職の継承の問題を考えてみよう。

周知のように、家康の後、將軍職は秀忠・家光・家綱と受け継がれたが、家綱が嗣子なく没したため直系が途絶え、五代將軍は家光の子で家綱の三弟綱吉が継いだ。その綱吉にも男児がなかったため、早世した綱吉の次兄の子綱豊を養嗣子とした。そして家宣没後、その子家継が七代將軍となったが早世し、八代將軍は紀州家から吉宗が入り継いだ。このことは白石にとってある大きな意味を持っていた。家継没後に書き始められた「折たく柴の記」に次のような一節がある。

されば第三代より此かた、天下の大統の絶給ひし事すでに二たびに至り給ひぬ。神祖の御功德をもて、いまだ百年に及ばずして、その大統のかくおはします事、必ずそのいはれなきにもあらず。ましてや、当時は前代の御子とならせ給ひし御事なれば、某ひそかに憂思ふ所浅きにあらず。此時にあたりて、天其禍を悔ひて、其命維新ならむ事は、神祖の御徳に繼れんにしくべからず。」

同じ趣旨の事が「祭祀考」にも見る事ができる。<sup>(4)</sup>

当代の太祖武を以て乱を撥ひ文を以て治を興し給ひし事その功湯武の下にましまさずと申すべし。さればかの神孫は本支百世其麗億のみにあるべからず。いかなれば四五世をだにすぎ給はず御よつぎの君ましまさざることすでにふた世に至り給ぬ。」

家綱、綱吉ともに直系の嗣子に恵まれなかつたことをどう考えるべきであらうか。そして、家宣は家継に継承し得たが、その家継は夭折した。そのことを白石は「ひそかに憂思ふ所浅きにあらず」という思いにとらわれていた。それを振り払うためには「此時にあたりて、天其禍を悔ひて、其命維新ならむ事は、神祖の御徳に繼れんにしくべからず」と考え、家宣の治世を補佐していったのである。では白石の「ひそかに憂思ふ所」とは何であつたのか。それを暗示させるのが次の一節である。<sup>(5)</sup>

按ルニ天下ノヤ、定リヌルニ及デハ驕奢必生ズルコトニヤ

又天下乱レムトテハ驕恣ノ主出テシカモ天下ヲ望ミ給フ事年久シキ者ト見ヘタリ。



先の引用部分は「義満ノ代ニ萌シテ義教ノ代ニ長ジ義政ノ時ニ極マルナリ」と述べられ、後の引用部分は「義満ノ治世四十一年」を指す。つまり、「驕恣ノ主」の出現が天下の乱れの原因という認識である。筆者はこの部分を在位あしかけ三〇年に及んだ綱吉に擬しているように思われてならない。何故ならば「天下ノ乱ト云フ物ハ其ヨル所端多シトイヘ共其根本ハ天下ノ財盡テ民窮リ大名貧シクナレルヨリ事起ルナリ」とその原因を述べているからである。家宣の正徳の治とは綱吉の元禄時代の否定として白石の中では位置づけられていた。従って、家宣は徳を積み「堯舜」の時代を再来させるべき君主とならねばならない。白石はそうした治世へと家宣を導くことが自己の役割と認識していた。

そのためには道理に従うことが必要で、それは壬申の乱に関して次のように述べている事からもうかがわれる。<sup>⑦</sup>

天武ハ一旦御軍ニウチカカタセ給ヒテ世ヲシロシメサレシカド其後ワズカ七代百余年ガホドニテ其玄孫称徳ノ女主ニテツヒニ絶サセ給ヒ、天智ノ御後ハ御孫光仁ノ世ヲシラセ給ヒシヨリ今ニ絶サセ給ハネバ天ノ有道ニクミシ給フ所明ラケシトモ申スベシ。後代ニ及テモ両主御位ヲアラソヒ給ヒシ事ノ始ナレバ王徳ヤ、衰テ風俗ステニ澆シトコソ申ベケレ」

白石は家宣を「堯舜」のような君主に導く事によって「王徳ヤ、衰テ風俗ステニ澆シ」た時代を聖代に戻したかったのではないだろうか。それが白石にとっての正徳の治の意味である。では次に、白石の政治体制認識を改めて検討してみよう。

## 白石のヨーロッパ政治体制認識

同時代の儒者たちと白石の大きな違いの一つが西欧知識の広さである。白石は布教目的で日本に潜入したイタリア人宣教師シドッチに尋問を行い、その内容が『西洋記聞』としてまとめられたことはよく知られている。本稿との関連で特に注目されるのがヨーロッパの君主の位号に関する白石の次のような記述である（なお、括弧の中は筆者がおぎなつたものである）<sup>(8)</sup>。

「此方諸国、君長の位号、数等あり。其上等を、ホンテヘキス、マキシムス（＝ポンティフェクス・マキシムス＝最高司祭＝教皇）といふ。これ最第一無上等の義也。ひとりローマン教化之主一人のみ、此号ありといふ。此方の諸国、天主之教を尊信するが故に、此号を以て、其人を推称するとみえたり。其次は、インペラドール。これ、漢に帝といふがごとし。ゼルマニア（＝ゲルマニア＝神聖ローマ帝国）の君のごとき、これといふ。其次は、レキス（＝rex）。これ、漢に王といふがごとし。フランスヤ（＝フランス）、アンゲレア（＝イングランド）等の国君のごとき、此也といふ。其次は、フレンス（＝prins＝公爵）。レキスに次ぎし所の号也といふ。其説をきくに、たとへば漢の大將軍のごときをいふ歟。ヲ、ランド（＝オランダ）、イスパニア、相戦ふ時アンゲレアのレキス其国の兵をひきゐりてヲ、ランドのフレンスとなりて戦ひしなど、いふ事あり。其次は、ホルスト（＝prins＝諸侯）。これフレンスに次ぎし所の号也。ゼルマニアにぞくせし、七国の主（＝七選帝侯）に、此号ありといふ。これ又漢の將軍の号あるがごとくなる歟。其次は、ドウクス（＝dux＝この場合、公爵ではなくドージェ＝総督か）。これホルストに次ぎし所の号也。イタリアのごとき、所在をのく其兵をつかさどるものありて、これをドウクスと称すといふ。部落の酋長を称する所なるべし。これらに属する所、またをのく其位号あり。ことごとくにかぞふべからず。万国坤輿図を按

ずるに欧邏巴州の諸国、凡官有三品。其上は、教化を興す事を主るといふは、ローマの主をいひ、其次は、俗事を判理すといふは、インペラドール、レキス等のごとく、其次は、専ら兵戎を治むといふは、フレンス、ホルスト等のごときを、其方によりて、称する所同じからぬ歟。

このように白石はかなり正確にヨーロッパの王侯の位階、称号を認知していた。もちろん、西欧を理解するのに、既知の中国の国家的位階秩序を援用しながらであって、フレンス（公爵）やホルスト（諸侯）を軍事指揮官のように一つの国家機関として垂直的秩序の中で機能的に理解しており、また選帝侯中、マインツ、ケルン、トゥーリアなど聖界選帝侯を俗界諸侯と同じように理解しているような今日からみれば不十分性はあるが、ローマ法王・皇帝・王・公爵・諸侯・総督のようにほぼ正確に秩序立てて認識していたことの意味は大きいと考える。白石は宗教的権威と世俗の権力の相関関係をつめて考えることはしていないので、ローマ法王のような存在は日本にはなく、天皇を「教化を興す事を主る」すなわち宗教的権威とは考えなければ、それは皇帝に相当する。そうであれば、征夷大將軍を王と認識することは論理的に必然であると考える。

### 白石の国家観

白石の秩序観に関しては前述の通り、天皇を皇帝に、將軍を国王に相当する国家観を持っていたと考えるが、『藩翰譜』の凡例にある「天命が革まった」とはどのように解釈すべきであろうか。この点について示唆を与えるのは『読史余論』の卷之二において『難太平記』の「義家ノ置文」に言及したところであろう。有名な「我七代ノ孫ニ生レカハリテ天下ヲ取ルベシ」とあるところを白石は次のように解釈している。<sup>9)</sup>

「但天下ヲトルベシト云置レシ事ニ心得有ベシ。朝家ヲカタブケ參ラセムトノ謂ニハアラジ。スベカラクハ当時ノ事勢ニ寄リテオモヒ計ルベシ。當時天下ノ権久シク執柄ノ家ニアリ。ソノ権ヲウバヒテワガ後ニアタフベシトノ義ニテ有ベキ。ハタシテ三世ノ後頼朝其権ヲワカツ事ヲ得テ、足利殿フタ、ビ天下ノ君ト仰ガレ三度今代世ヲシロシメサル。其遺言ムナシカラズトヤ云ベキ。又清和ノ皇統ハ陽成ニテ絶タリシニ、頼朝ヨリ此カタ武家世ヲシロシメサレシ人々皆コレ其皇胤也。天意ノ程ハカリガタキ事ニヤ。」

「執柄ノ家」とは藤原摂関家のことで、つまり、「朝家ヲカタブケ」て天皇家に取って代わろうというのではなく、執政権者である摂関家から「ソノ権ヲウバヒテ」子孫に与えようという意味であるというのである。

さらに、白石は『読史余論』の終わりに近い部分で信長・秀吉の事績に言及しながら、神祖（≡家康）を後漢の光武帝に似て、宋の太祖（≡趙匡胤）を超えると評価し、「伯」即ち「覇者」と位置づけ、「伯ハ長也ト見ヘタレバ諸侯ノ長トナリテ天子を挾テ令ヲ発スル人ヲ云シナルベシ」と述べている。

以上明らかなように、白石の国家観は天皇を春秋時代の周王のように実権は持たない名目的主権者とみなし、將軍を覇者≡天下成敗権を行使する者として認識していたと考えられる。それが対外関係において「日本国王」と称するべきであるというのが白石の主張の根拠であった。

またさらにいえば、引用部分最後の傍線個所で「又清和ノ皇統ハ陽成ニテ絶タリシニ、頼朝ヨリ此カタ武家世ヲシロシメサレシ人々皆コレ其皇胤也。天意ノ程ハカリガタキ事ニヤ。」と述べているが、これは拙稿「大國隆正の歴史認識と政治思想」第一章において、筆者が指摘した隆正独特の「かぶし」論の論理と非常に類似している。隆正の場合は、「皇天ニ祖（高皇産靈神と天照大神のこと）」が「清和天皇御血統より六七人の英傑をいだし、それに藤氏の権をうつし、かくのごとく世をあやつりたまえるものになん<sup>1)</sup>」という認識であるが、

白石は「天意ノ程ハカリガタキ事ニヤ。」と述べているが、本来は儒者らしく「我神祖受命」（家康が天命を受けた）<sup>(12)</sup>と結論づけている。

〔註〕

- (1) 『新井白石全集』第三卷、六二六～六二七頁
- (2) 全集第一卷所収、凡例一頁
- (3) 岩波文庫版、一三七～一三八頁
- (4) 全集第六卷所収、四八七頁
- (5) 「読史余論 卷之三二」、全集第六卷所収、五五六頁
- (6) 同前
- (7) 「読史余論 卷之二」全集第三卷所収、四六二～四六三頁、傍線引用者、なお白石は大友皇子が天皇位にあったことを「大友八天智ノ御ヨツギヲウケツガセ給ヒテ帝位ニマシマセシ御事ナリ」と認めている。
- (8) 「西洋紀聞 中巻」、全集四卷所収、七六二頁
- (9) 「読史余論 卷之二」、全集第三卷所収、四六九頁
- (10) 「読史余論 卷之三二」全集第三卷所収、五八〇頁
- (11) 大國隆正「文武虚実論」（大國隆正全集）第三卷所収、三六三頁、および拙稿「大國隆正の歴史認識と政治思想」（『流経法学』第一三卷第一号所収）を参照されたい。
- (12) 「奉命教諭朝鮮使客」、全集第四卷所収、六六一頁

## まとめにかえて―武家政権の自他認識の政治的帰結

以上見てきたように、「日本国王」号は、天皇を政治的実権を持たない名目的君主と位置づけ、軍事力を背景に全国的統治権Ⅱ天下成敗権を掌握する征夷大將軍を指すものであった。つまり、武家の統治を正当化するロジックとして機能するものであった。それを最も精緻に理論化し正当化しようとしたのが正徳の治のプレーンであった新井白石である。將軍を「日本国王」と号することにより、対外的には朝鮮国王と敵礼関係となり、対内的にも天皇Ⅱ名目的君主と、將軍Ⅱ天下成敗権を有する全国的統治権者Ⅱ国王との関係を明確にする、これが白石の狙いであった。白石はそれをさらに確実にするため、武家官位を律令制官職体系から自立させ、將軍Ⅱ天下成敗権を有する全国的統治権者Ⅱ国王とその他の大名、武家との主従関係を天皇・朝廷から完全に切り離して將軍Ⅱ国王に一本化することを構想した。幕藩体制とは、武家としての主従関係は將軍―大名・旗本―陪臣という一本に見えながら、官位は武家全体が天皇・朝廷から下される律令制官職体系に包摂されという一種の二重構造となっていた。つまり、征夷大將軍は従一位左大臣（家光の場合）であり、一〇万石以上の国持ち大名は従四位上薩摩守（島津光久の場合）であり、官の違いと位の上下の区別はあっても同じ律令制官職体系のライン上にある。白石が危惧したのはこのことの政治的意味である。

しかし、白石が仕えた六代家宣、七代家継ともに短命政権に終わり、八代將軍には紀州家から吉宗が入り正徳の治は未完に終わり白石は失脚した。制度や慣例に関しては吉宗は白石の施策の多くを廃止し、綱吉時代に復古した。「日本国王」号も再び「日本国大君」号に戻された。こうして、武家政権は天皇制を超克する独自の論理を確立し得ず、幕末に至り「大政奉還」する事態に立ち至ったのである。つまり「日本国王」号問題が内包していたのは、理論的には天皇制の超克の可能性であった。白石の論理の明確性にもかかわらず、他方ど

こか徹底しない態度は、易姓革命を前提しない日本儒学の内包する政治哲学、国家論の問題状況から白石も自由でなかったことを示している。そしてその後、幕府側からこの問題に取り組む姿勢は見られず、江戸中期以降、闇齋学、そこから派生した浅見綱齋や若林強齋、そして後期水戸学、国学などから尊皇（斥覇）思想がより明確に析出され、さらに吉田松陰による孟子の放伐思想の新たな意味づけなどにより、武家政権たる幕府自体のレーゾンデートルが理論的に掘り崩され「大政奉還」へと到った。

「反対に天皇は「大政奉還」により「天下成敗権」を含む政治権力を恢復したが、その後薩長の力とはいえ幕府という武家政権を武力で打倒した。この維新の理念は、承久の変、建武の新政、特に後者の理想の再現という建前をとった。そのため一方で近代立憲制国家を指向しながら他方、万世一系の天皇が統治権を総覧する（つまり「天下成敗権」を保持する）絶対主義国家とも思われるような近代天皇制国家のアポリアはここに胚胎されたのである。